

2023 年度  
一般社団法人日本社会福祉学会  
関東部会研究大会

自由研究報告  
抄録集

開催日：2024 年 3 月 17 日（日）

会場：オンライン（Zoom）

## 2023 年度日本社会福祉学会関東部会研究大会自由研究報告

| 分科会   | 座長              | 時間          | 部門        | 報告者    | 所属                        | 演題 (主題)   |
|-------|-----------------|-------------|-----------|--------|---------------------------|---|
| 第1分科会 | 久保田 純<br>増田 幸弘  | 9:30～ 9:55  | 萌芽の研究報告部門 | 明石 留美子 | 明治学院大学                    | アメリカのワーキングマザー<br>—母親の就労が子どもにどのような影響を与えるのか                     |
|       |                 | 10:00～10:50 | 研究報告部門    | 孫 宜燮   | 一橋大学大学院                   | 路上生活経験者が山谷地域に引きつけられる要因<br>—山谷調査からみえるもの                        |
|       |                 | 11:00～11:50 | 研究報告部門    | 三宅 雄大  | お茶の水女子大学                  | 生活保護利用世帯出身者の大学進学及び就学継続に関する研究<br>—転出就学者の事例を通して                 |
| 第2分科会 | 中島 修<br>高木 寛之   | 9:30～ 9:55  | 萌芽的研究報告部門 | 李 艶舒   | 早稲田大学大学院                  | 障害福祉サービスにおける利用者や家族等によるハラスメント<br>に関する研究                        |
|       |                 | 10:00～10:25 | 萌芽的研究報告部門 | 岩田 千亜紀 | 法政大学                      | 交差性概念を用いた性暴力被害者支援の必要性<br>—不可視化された性暴力被害者への支援についての考察から          |
|       |                 | 10:30～10:55 | 萌芽的研究報告部門 | 金井 美穂  | 上智大学大学院                   | スクールソーシャルワーカーによる子どものアドボカシーの概念<br>図の提案                         |
|       |                 | 11:00～11:50 | 研究報告部門    | 張 秀賢   | 東京都立大学大学院                 | 成年後見制度におけるアドボカシーの位置付け<br>—社会福祉学からの視点                          |
| 第3分科会 | 久保 美紀<br>堀米 史一  | 9:30～ 9:55  | 萌芽的研究報告部門 | 安 然    | 無所属                       | 若者の自殺に関する日本の研究の課題と動向<br>—計量テキスト分析 (テキストマイニング) を通して            |
|       |                 | 10:00～10:25 | 萌芽的研究報告部門 | 渡辺 修宏  | 国際医療福祉大学                  | 応用行動分析学に基づく援助者と被援助者のラポール構築の検討<br>—仮説構成概念に依らない信頼関係の可能性         |
|       |                 | 10:30～10:55 | 萌芽的研究報告部門 | 鈴木 身和子 | 北里大学病院                    | スピリチュアリティに関するソーシャルワーカーの意識—緩和・<br>終末期と地域のソーシャルワーカーに対する調査分析を通して |
|       |                 | 11:00～11:50 | 研究報告部門    | 李 恩心   | 昭和女子大学                    | 相談支援の法的位置づけと福祉アクセシビリティ確保<br>—日韓の社会福祉に関する法制度の比較検討を通して          |
| 第4分科会 | 坏 洋一<br>野口 友紀子  | 9:30～ 9:55  | 萌芽的研究報告部門 | 打越 友実  | 神奈川県立保健福祉大学               | ソーシャルワークの「最善の利益」と「beneficence」についての<br>—考察                    |
|       |                 | 10:00～10:25 | 萌芽的研究報告部門 | 平塚 謙一  | 常磐大学                      | リバタリアニズムにおける自由の概念に関する考察                                       |
|       |                 | 10:30～10:55 | 萌芽的研究報告部門 | 原田 玄機  | 高崎経済大学                    | 知的障害者福祉施設の拡大過程に関する端緒的研究                                       |
|       |                 | 11:00～11:50 | 研究報告部門    | 青木 尚人  | 立教大学社会福祉研究所               | 戦中期大阪府社会事業主事と方面委員の関係性に関する研究<br>—大阪府の一次史料を題材として                |
| 第5分科会 | 賛川 信幸<br>岡田 哲郎  | 9:30～ 9:55  | 萌芽的研究報告部門 | 新保 幸男  | 神奈川県立保健福祉大学               | こども基本計画とヒューマンサービス   |
|       |                 | 10:00～10:25 | 萌芽的研究報告部門 | 小林 理   | 東海大学                      | 社会的養護における人材育成についての研究動向(1)<br>—施設専門職についての先行研究の動向を中心として         |
|       |                 | 10:30～10:55 | 萌芽的研究報告部門 | 小田島 朋  | 国立障害者リハビリテー<br>ションセンター研究所 | 医療的ケア児等コーディネーターの活動と所属組織の業務の関<br>連—インタビュー調査に基づく主な役割と課題の検討      |
|       |                 | 11:00～11:50 | 研究報告部門    | 小倉 常明  | 東京通信大学                    | 旧優生保護法下におけるハンセン病療養所での妊娠・出産・養育<br>に関する一研究                      |
| 第6分科会 | 稲垣 美加子<br>豊田 宗裕 | 9:30～ 9:55  | 萌芽的研究報告部門 | 古山 智   | 神奈川県立保健福祉大学<br>大学院        | 福祉型障害児入所施設の社会的養護の現状に関する研究                                     |
|       |                 | 10:00～10:25 | 萌芽的研究報告部門 | 高橋 かすみ | 神奈川県立保健福祉大学<br>大学院        | 児童相談所における人材育成に関する研究<br>—社会的背景から見た現状と課題                        |
|       |                 | 10:30～10:55 | 萌芽的研究報告部門 | 二宮 知康  | 神奈川県立保健福祉大学<br>大学院        | 社会的養護にある子どもの心理的自立に関する研究<br>—文献から見る児童養護施設における自立支援の成果と展望        |
|       |                 | 11:00～11:50 | 研究報告部門    | 安發 明子  | 立命館大学大学院                  | フランスの在宅教育支援ソーシャルワーク実践の研究<br>—ソーシャルワーカーの担当家族2年間の記録から           |

アメリカ・ベイエリアのワーキングマザー  
—働く母親の子育て意識とウェルビーイング—

明治学院大学社会学部社会福祉学科 明石 留美子 (009916)

〔キーワード〕 ワーキングマザー、子育て、ウェルビーイング

## 1. 研究目的

本研究は、アメリカのカリフォルニア州ベイエリアで就労する母親の子育て意識、ワークライフバランスと人生満足度、母親の就労が子どもに与える影響、ストレス対応について見出すことを目的とする。日本政府は、労働力人口の縮小への対応として、高齢者、外国人、そして女性が労働市場に参入するよう奨励している。一方で、子どもの状況に注目すると、児童虐待や小中学生の不登校が増加し、10代、20代の自殺の増加が顕著であることなど、子どもに関わる課題は深刻さを増している。本研究では、女性のフルタイム就労率が高く女性の管理職が先進諸国のなかで最も多いアメリカのワーキングマザーが、子育てにどのように向き合い、自身のウェルビーイングの維持・向上にどのように取り組んでいるのかについて調査し、働く女性が増加する日本への知見を見出す。

## 2. 研究の視点および方法

女性の就労を促進するための取り組みとして、日本では、女性活躍推進法、待機児童解消、病児保育、異次元の少子化対策など、様々な取り組みが進捗しているが、これらの施策は少子化対策が基本となり、女性の視点、子どもを養育する母親の視点は十分に取込まれていない。子どもは単独で生活することはできず、家族や保護者による養育が不可欠である。アメリカでは無給で12週間の産休制度はあるが公的な子育て支援が整えられていないにも関わらず、女性の労働力率がM字カーブを描かない。アメリカの母親たちはどのように就労を継続し、子どもの養育に取り組んでいるのか。アメリカの女性の視点から、日本の子育て支援に向けた知見を導き出す。

本研究では、アメリカのカリフォルニア州サンフランシスコのベイエリアで暮らすワーキングマザーを対象に、半構造化面接によるフォーカスグループによる調査を行った。加えて、調査票によって調査参加者の属性を調査し、Satisfaction with Life Scale (Diener, Larsen, & Griffin, 1985) を使用して人生満足度を測定した。

## 3. 倫理的配慮

本研究では、調査協力についてのコンセントフォームを作成し、フォーカスグループを開始する前に、答えたくない質問への回答は強要されないこと、調査への参加中止を希望する場合は問題なく中止できること、調査内容を録音すること、40ドルの謝礼があること、本調査の結果は個人が特定できない配慮をしたうえで口頭または紙面で発表することを説明し、コンセントフォームへの署名により同意を得た。また、調査コーディネーターが調査を依頼する際とフォーカスグループの冒頭で調査の目的を説明し、同意を得た場合にのみ参加協力を依頼した。

## 4. 研究結果

調査に参加したワーキングマザー6名のうち、1名が子どもが3歳に達するまでは仕事に就いていなかったが、5名は出産直後の数か月間の産休を経て仕事に復帰していた。復帰の際はパートタイム雇用を選択していたが、1年に満たない短期間でフルタイム雇用へ転換していた。仕事に復帰する理由については、参加者全員が経済的な必要性を挙げていた。サンフランシスコは、生活コスト指数が全米で3、4番目に高い地域である。ストレスとなっている高額の住居費と保育料を賄うために「辞める余裕がない」状況にあることが参加者全員から語られた。また、1名はシングルマザーであり、離婚をした際の生活保障として就労しておく必要性が述べられた。母親の就労のポジティブ面としては、働く時間をもつことで子どもと過ごす時間をよりエネルギーに過ごせること、働くことで母親ではなく個人としてのアイデンティティがエンパワーされること、自身の価値を高められることなどが挙げられた。ワークライフバランスについては、仕事と家庭の両立というよりも、住居費および保育料の支払いと生活のバランスや、仕事や家事分担が家族のなかで偏ることなくバランスが取れている状態が語られた。人生満足度については、Satisfaction with Life Scale によって測定し、結果は11点から29点（35点満点が最も人生に満足した状態）と、参加者間で大きな差が見られた。

## 5. 考察

フルタイム雇用の多いアメリカの女性が出産を経て仕事に復帰する過程には、日本と変わらない葛藤や調整があることが本研究から理解できた。物価の高いベイエリアで生活するには母親も労働することで家計を維持する必然性がある一方で、日本の母親の多くには働かないという選択肢もあることが伺われる。調査参加者のほとんどが出産後は一時期パート雇用を選択してもフルタイムに戻れる環境がある。日本においても就労する母親は増加傾向にあるが、フルタイムでの再就職が難しいケースが多く、再雇用環境を整える施策が必要である。また、母親の就労が子どもに様々な面で影響することは先行研究で明らかだが、乳幼児期から働く母親を見ている子どもは、母親の就労をごく自然に捉えていることが認識された。本研究においてワーキングマザーのウェルビーイング数値に格差が見られたことは、さらなる研究の必要性を示唆している。

路上生活経験者が山谷に引きつけられる要因

—山谷調査からみえるもの—

- 一橋大学大学院博士後期課程 3年 孫 宜燮 (010265)
- 一橋大学大学院博士後期課程 4年 半田 諒志 (申請中)
- 一橋大学大学院博士後期課程 2年 岡本 武史 (申請中)
- 高崎経済大学 原田 玄機 (009041)

〔キーワード〕 山谷地域、ホームレス、オーラルヒストリー

## 1. 研究目的

1990年代以降、極貧層としての路上生活者の問題が社会問題として捉えられてきた。この問題は、少なくとも戦後の高度経済成長期の寄せ場においても可視化された問題であった。大阪の釜ヶ崎、横浜の寿町と並び、三大寄せ場と呼ばれた山谷地域は日本の大規模な日雇労働市場として機能し、そこには多くの肉体労働者が寄せ集められ、彼らが短期間休む簡易宿泊所が集積され、その傍らにはホームレス状態の人々もいた。しかし、90年代以降、日雇労働市場として機能していた山谷地域に急激な変化が起こり、今日では生活保護受給者が多い「福祉の街」と言われるようになった。

先行研究では、山谷地域は経済成長を支えるための労働力の充当という側面から社会から必要されており、その文脈から山谷地域への流入を説明する（江口・西岡・加藤 1979）。また、1990年代以降のホームレス問題については、労働志向を軸にした解釈が示されてきた（岩田 2000）。

本研究の目的は、山谷地域に居住している路上生活経験者のオーラルヒストリーの分析を通じ、当事者にとっての路上生活や山谷に至り留まり続ける合理性に接近することで、彼らが山谷地域に引きつけられる要因を明らかにすることである。

## 2. 研究の視点および方法

山谷地域の路上生活者の経験は、必ずしも蓄積されてこなかった。そこで、マイノリティである彼らのオーラルヒストリーを収集すべく、インタビューを実施した。

調査対象者は特定非営利活動法人山友会を経由して8人を紹介してもらい、半構造化インタビューを行った。調査場所は山友会事務所内とし、1人の対象者に2人のインタビュアーで行った。調査における主要な問いは①なぜ路上生活をしたのか、②なぜ山谷に至ったのか、③なぜ山谷にとどまりつづけるのかであり、その語りの中から生活や意識のパターンを抽出し、各々の要因を明らかにする。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、「東京都山谷地域の不安定居住者の来歴要因の探究とオーラルヒストリーの構築」（受付番号：2021A004）として一橋大学研究倫理審査委員会にて承認を得た上で、日本社会福祉学会研究倫理規程および研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインを確認し、内容に留意してなされたものである。

## 4. 研究結果

### (1) インタビュー対象者のプロフィールと移動経路

対象者8人は、60-70代の単身男性であり、山谷地域の簡易宿泊所、または山谷地域周辺のアパートに居住し、山友会との関わりとして医療機関等にも受診しているか、ボランティアに参加することが多い。出身地は東京を含む東日本で3人以上のきょうだいがおり、上京してから就職活動を始める傾向が強い。対象者らはいわゆる「寄せ場労働者」ではなく一度は収入が安定化した経験を持つが、ある時期に収入が不安定化し、その時期と重なる40-60代に路上生活を始める。生活保護だけを利用する人は2人、年金（厚生年金も

含む)と組み合わせて受給する人は5人、年金だけの場合は1人である。

(2) 単身男性の労働からの移行の困難—なぜ路上生活をしたのか

現役時代には一定の収入を得ながら、不安定な時期にあっても当時は「何とかなる」という楽観的な人生展望を持ち、「自由」な暮らし方をする。その後の40-60代頃において働くことの難しさが住居の不安定さにもつながる傾向がみられる。公的年金や生活保護の受給に関する知識・情報もなく、収入の不安定化が路上生活に直結している。その際に世話を焼いてくれるような家族の不在も確認できる。

(3) 山谷地域における路上生活から生活保護への析出過程—なぜ山谷に至ったのか

山谷地域にはまだ百数十軒の簡易宿泊所が残っており、居住者の多くが生活保護受給者である。対象らの語りから路上生活から生活保護受給へつながる過程を3段階で説明できる。①上野—北千住—隅田川といった山谷地域の周辺は夜には路上生活しやすい、公園や高層ビル、高架といった場所が多い。②そこにアウトリーチ活動をする支援団体の炊き出しや無料受診、散髪などを受ける。③山谷地域でのドヤ保護が容認され、支援団体や城北労働福祉センターなどのノウハウが集積した山谷地域へ移行する。

(4) 山友会によって生まれるつながりと「仕事」—なぜ山谷にとどまりつづけるのか

山谷にとどまり続ける理由として、支援団体との関わりの中で様々な人間関係が形成され、そこからつながりが生まれることがある。また、支援団体の活動をサポートするボランティアや軽い手伝いを通じて居場所が確保される効果も見られる。

## 5. 考察

山谷地域に居住する路上生活経験者の語りから、彼らが山谷地域に流入するにあたって、先行研究でみられる労働志向とは異なり、「福祉の街」での様々な実践から生まれるつながりとの関係性から流入していたことがわかった。

山谷地域の人口は年々減少する傾向にある中、再開発も進んでおり、「福祉の街」としての山谷地域が「消滅」していく可能性もある。こうした問題を考えるうえでも、生活困窮者の流入過程の検討は重要であることが示唆された。

## 参考文献

江口英一・西岡幸泰・加藤佑治(1979)『山谷—失業の現代的意味』未来社。

岩田正美(2000)『ホームレス／現代社会／福祉国家—「生きていく場所」をめぐる』明石書店。

## 1. 研究目的

本研究の問いは、「大学等修学支援新制度の施行から以降、生活保護利用世帯出身者が大学等就学に際して直面しうる経済的困難は緩和されたのか」である。より具体的には、①利用世帯からの大学等進学時の経済的困難、ならびに、②進学後、学生生活を継続していくうえでの経済的困難に着目し、その実際を明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

上記の研究上の問い及び目的を追究するにあたり、本研究では、東京都 A 市 B 福祉事務所所管の地域で生活保護制度を利用する世帯出身の C さん（大学 2 年生；転出就学）の語りを分析に用いる。具体的には、C さんの語りから、①大学進学時の資源調達の状況、ならびに、②大学生を送っていくうえでの家計の状況を事例として再構成し、その実際を析出することを試みる。

## 3. 倫理的配慮

インタビュー調査の実施に先立ち、調査協力者の個人情報の保護、調査協力に関する書面での同意、データの管理等に関する倫理綱領を作成し、所属機関（お茶の水女子大学）の倫理審査委員会による審査を受け承認を得ている。

## 4. 研究結果

C さんと保護者にとって大学進学はある意味で自然な選択肢として認識されていた。進学時の福祉事務所とのやり取りは、基本的に保護者（母親）が担っており、C さん自身がケースワーカーと話した記憶はないという。そのうえで、親子で大学等修学支援新制度の利用申請や転出の手続きを行い、都外にある志望校に進学していた。大学入学後は、基本的には、給付型奨学金のみで学生寮費、食費、交通費、授業の諸経費（教科書代）等をどうにか賄っていた。ただし、課外活動（学会参加、サークルの合宿等）がある場合には、家計が苦しくなるという。

## 5. 結論

C さんの事例を踏まえると、いくつかの前提（進学希望の高さ、学力、保護者の状態等、ならびに C さんの修学環境）を充たす場合に限り、利用世帯からの大学等進学ならびに就学継続に際して直面しうる経済的困難は、大学等修学支援新制度によって一定程度緩和されつつあると考えられる。ただし、そもそも、上記に触れた「いくつかの前提」を充たすこと自体が、利用世帯においては容易ではないと考えられることに留意が必要である。

## 萌芽的研究報告部門

### 障害福祉サービスにおける利用者や家族等によるハラスメントに関する研究

早稲田大学大学院人間科学研究科博士後期課程3年 李 艶舒 (009821)

早稲田大学 岩崎 香 (004603)

〔キーワード〕 障害福祉サービス、ハラスメント、相談支援専門員

#### 1. 研究目的

日本における障害福祉現場において、障害者総合支援法に基づく福祉サービス事業に従事する職員が担う役割や業務は多岐にわたる。例えば、サービス利用者への生活支援、就労支援、教育や啓発活動などである。これらの障害福祉サービスの提供において、利用者の自己決定の尊重、利用者の個別性多様性の尊重、権利擁護などといったことは福祉従事者の職業倫理であり、支援者として適切な行動が求められている。また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が深刻な問題となっているため、障害者虐待防止法や障害者虐待防止の研修など虐待防止の推進に関する仕組みが整備されている。一方、障害福祉現場におけるサービス利用者や家族等によるハラスメントも問題となっている。令和3年に障害福祉サービス事業所向けに実施した利用者や家族等によるハラスメントの調査結果によると、「利用者本人から約4割の人が、家族からは約2割の人がハラスメントを受けたことがある」<sup>1)</sup>という現状を明示した。利用者や家族等からのハラスメントを受けたことによって、福祉従事者はストレスを抱え、心身の不調が生じやすいと考えられている。しかし、障害福祉サービスにおける利用者や家族等からのハラスメントの実態はまだ十分に把握できていない。具体的にどのようなハラスメントが発生し、発生する原因および対応策を検討する必要がある。

本研究は、障害福祉サービスにおける利用者や家族等によるハラスメントの実態を明らかにし、障害福祉現場においてハラスメントが起きる原因、受けたハラスメントが福祉従事者に与える影響などを検討し、ハラスメント問題への対策の構築および支援の質の向上に貢献することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究では、障害福祉サービスにおける利用者や家族等によるハラスメントの実態とハラスメント被害が福祉従事者に与える影響を明らかにするため障害福祉サービスにおける3年以上の相談支援の実務経験がある相談支援専門員13名にインタビュー調査を行った。インタビューは2023年8月から10月に実施した。事前にインタビューガイドを作成し、本研究における利用者や家族等によるハラスメントの定義を提示し、半構造化インタビューを実施した。インタビューは対象者の同意のもと録音をし、逐語録を作成した。得られた逐語録から、障害福祉サービスにおける利用者や家族等によるハラスメントに関する内容を整理した。

#### 3. 倫理的配慮

本研究の倫理的配慮として、調査対象者への文書及び口頭による説明と同意、早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の審査および承認を得た（承認番号：2023-134）。

#### 4. 研究結果

本研究における利用者や家族等によるハラスメントには、身体的暴力、精神的暴力およびセクシュアルハラスメントが含まれている。インタビューの結果によると、相談支援専門員は、主に「精神的暴力」を日常的に受けている。具体的には、「契約や制度上、提供できないサービスを繰り返し要求された」、「人格や能力を否定する発言をされた」、「脅迫する発言を受けた」などのハラスメント行為を日常のおよび継続的に受けている。また、ハラスメントに対して、判断が難しいことと、自覚がなかったことを明らかにした。

#### 5. 考察

障害福祉サービスにおける利用者や家族から脅迫的な言葉が多く、相談支援専門員の人格や能力が否定される発言も多い。組織的な対応策が整っていない限り、相談支援専門員個人ではハラスメントを解決できないまま支援を行う。この結果、相談支援専門員はストレスが溜まりやすく、支援のモチベーションを下げる。このため、相談体制を整い、ハラスメントに関する意識づけを行う必要があると考えられている。

#### 主な参考文献

厚生労働省. 令和4年度障害者総合福祉推進事業『障害福祉の現場におけるハラスメントに対する研修素材の作成に関する調査研究事業報告書』令和5年3月

交差性概念を用いた性暴力被害者支援の有用性  
—不可視化された性暴力被害者についての考察—

法政大学 岩田 千亜紀 (008828)

〔キーワード〕 性暴力被害者支援、交差性、ソーシャルアクション

## 1. 研究目的

国連は性暴力を「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」と定義している。すなわち、性暴力の定義はジェンダー中立（ジェンダー・ニュートラル）なものであり、人は誰でも性暴力被害者になる可能性がある。しかし、日本においては、性暴力やDVは、「(男性による)女性に対する暴力」と規定され、「男性加害者」、「女性被害者」という異性愛規範、ジェンダー規範に基づいて社会問題化されてきた。そのため、このようなジェンダー規範やセクシュアリティ規範に沿わない男性や性的マイノリティの性暴力被害者は、不可視化や潜在化、周辺化されてきた。また、障害女性も、従来のジェンダー規範から排除された存在であることから、障害のある性暴力被害者は不可視化、潜在化されてきた。

本報告では、長年、不可視化されてきた男性、性的マイノリティ、障害者の性暴力被害者とジェンダー・セクシュアリティ規範との関係性を考察することを通じて、「交差性」の概念を用いた新たな性暴力被害者支援の必要性・有用性について検討する。

## 2. 研究の視点および方法

本研究は、文献研究である。研究の視点として、「交差性 (intersectionality)」の概念を用いた。交差性とは、人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、ネイション、アビリティ/ディスアビリティ、エスニシティ、年齢などさまざまな要素の交差する権力関係と社会的立場の複雑性を捉える概念である (Collins and Bilge =2021)。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、「日本社会福祉学会研究倫理規定」及び「日本社会福祉学会研究倫理規定」にもとづく研究ガイドラインを遵守しておこなった。

## 4. 研究結果

ジェンダー規範とセクシュアリティ規範に基づく誤った認識によって、男性や性的マイノリティ、障害者への性暴力被害被害は不可視化されてきた。その結果、それらの性暴力被害者は声を上げることができず、支援の対象外に置かれ続け、深刻な心理的・社会的影響を受けてきた。また、それらの被害が潜在化・不可視化されることによって、被害の予防が妨げられ、深刻な被害状況が続いてきた。

このような不可視化されてきた性暴力被害を可視化するために、ソーシャルワークには「ジェンダー規範やセクシュアリティ規範」への批判的省察に基づいた実践が求められる。ジェンダー、セクシュアリティ、年齢、能力、社会的地位などの数々のカテゴリーを相互に関係し、形成し合っているものとして捉える「交差性」の概念を用いることによって、性暴力被害の問題を「男性加害者」、「女性被害者」という二分法的な思考で捉えることから脱却することが可能となり、これまで不可視化されてきた男性、性的マイノリティ、障害者などの性暴力被害者の問題を可視化することが可能となる。なお、「交差性」の概念を用いる有用性は、問題の可視化に繋げるだけでなく、そのような問題の背景にある社会構造や社会的不正義の変革を目指すソーシャルアクションに繋げることである。ソーシャルアクションの実践によって、社会的不正義の是正を目指していくことが求められる。



## 萌芽的研究報告部門

### スクールソーシャルワーカーによる子どものアドボカシーの概念図の提案

上智大学大学院総合人間科学研究科社会福祉学専攻博士後期課程 金井 美穂 (009789)

〔キーワード〕 スクールソーシャルワーク、アドボカシー、子どもの権利

#### 1. 研究目的

本研究の目的は、スクールソーシャルワーカー(以下,SSWr)による子どものアドボカシー実践の検討の一環として、その概念図を提案することである。これによって、子どもを権利主体と位置づけるスクールソーシャルワーク(SSW)実践において、中核に置くべきプロセスを示す。

#### 2. 研究の視点および方法

##### (1) 視点

わが国のSSWrによる子どものアドボカシーに関する文献レビュー(金井 2023)によって、代表的なSSW実践モデルでもある、門田(2000)パワー交互作用モデルの重要性が指摘された。しかし、パワー交互作用モデルのアドボカシーは、人間関係においてパワーレスになっている個人をアドボケートしてエンパワーにつなげるものだが、「学校や教師のニーズを保護者に代弁していく」ことも重要視する(門田 2010: 27)など、必ずしも子どもの権利擁護に焦点化しない。そこで、本研究では、パワー交互作用モデルを基盤として、社会的に弱い立場にある子どもを権利主体として位置づけるという観点を加え、SSWrによる子どものアドボカシーの概念図を提案する。

ソーシャルワークにおけるアドボカシー実践に関する先行研究においては、小西(2007)、岩崎(2010)、鈴木(2016,2017,2018)等、医療分野において、実証的な研究成果が報告されている。医療分野と学校分野には、トップダウン的な組織構造、多職種チームによる支援等の共通点があると考えられる。そこで本研究では、医療分野の研究成果を活用して、検討をすすめていく。

##### (2) 方法

文献研究による。

#### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづいて実施した。この研究に係る利益相反はない。

#### 4. 研究結果・考察

医療分野の実証研究である、岩崎(2010)、鈴木(2016,2017,2018)では、その理論的枠組みの検討において、岩間(2001)のアドボカシー論に依拠する点が、共通していた。岩間(2001)のアドボカシー論は、Schwartzの媒介モデルを発展させた媒介・過程モデルであり、ワーカーがクライアントとシステムの双方にはたらきかけて、「対等に向かい合う位置にまでクライアントを持ち上げる」機能によって、アドボカシーの機能を説明するものである。この媒介・過程モデルを用いて、門田(2000)のパワー交互作用モデル概念図にもとづき、SSWrによる子どものアドボカシーの概念図を作成した(図1)。

この概念図は、SSWrによる子どものアドボカシーにおいて、ワーカーは、不全的關係(波線)にある子どもとシステムの双方にはたらきかけながら、子どもとシステムを媒介して、相互作用を促進し、子どもをシステムと対等な関係まで持ち上げ、向かい合わせることを説明している。ワーカーが、子ども、家庭、学校の3者にはたらきかけて、3者の相互作用を活性化させることが特徴である。対等な関係まで持ち上げ、向かい合わせることによって、学校や家庭との関係において、弱い立場にある子どもの声が聴かれるようになり、子どもの思いや願いをふまえて、その権利を保障していくことが促される。このプロセスは、子どもを権利主体と位置づけるSSW実践において、SSWrが明確に意識化し、中核に置くべきものであると考える。

#### 引用文献

門田光司(2000)「学校ソーシャルワーク実践におけるパワー交互作用モデルについて」『社会福祉学』41(1), 71-85.

門田光司(2010)「学校ソーシャルワークの支援方法を知る」門田光司・鈴木庸裕(2010)編著『ハンドブック 学校ソーシャルワーク演習 ―実践のための手引き―』ミネルヴァ書房

金井美穂(2023)「スクールソーシャルワーカーによる子どものアドボカシーに関する文献レビュー」『日本社会福祉学会第71回秋季大会報告要旨集』(武蔵野大学)

<https://www.jssw.jp/conf/71/pdf/A06-03.pdf> (2024.2.3)

岩間伸之(2001)「ソーシャルワークにおける『アドボカシー』の再検討」山縣文治編(2001)『別冊発達25 社会福祉法の成立と21世紀の社会福祉』ミネルヴァ書房, 34-41

岩崎香(2010)『人権を擁護するソーシャルワーカーの役割と機能 精神保健福祉領域における実践過程を通して』中央法規

鈴木裕介(2017)「医療ソーシャルワーカーが行うアドボカシー援助活動の構造」『社会福祉学』58(1), 26-40

成年後見制度におけるアドボカシーの位置付け

—社会福祉学の視点から—

東京都立大学博士後期課程 3 年 張 秀賢 (010188)

〔キーワード〕 アドボカシー、成年後見制度、社会福祉学

## 1. 研究目的

本研究はアドボカシーと成年後見制度を社会福祉学の視点から再検討することを目的とする。そのため、人権モデルを理論の基盤として、障害者権利条約(以下、権利条約)12条との関連から成年後見制度に関する先行研究を整理した上で、社会福祉学におけるアドボカシーについて考察する。社会福祉学においてアドボカシーは重要な概念であるにも関わらず、アドボカシー研究は医療福祉分野以外ではあまりされてこなかったため、本研究は従来の研究と異なる新たな視点を与える事ができると考えられる。

また、本研究は社会福祉学におけるアドボカシーについての理論研究を行った上で、成年後見制度とアドボカシーとの関係性を社会福祉学の立場から考察することを目的としている。

## 2. 研究の視点および方法

研究の視点は第1に、権利条約の人権モデルを基盤として成年後見制度とアドボカシーを再検討すること、第2に、成年後見制度をアドボカシー活動の一つとして捉え、社会福祉学の観点から考察することである。分析方法としては文献調査を中心とする。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」を確認の上、配慮の内容に基づき配慮した。

## 4. 研究結果

### (1) 人権モデルに基づく障害理解

Degner は、人権モデルは社会モデルを一段階向上させた理論であると主張している。また、人権モデルは経済的、社会的、文化的権利だけでなく、市民的、政治的権利の両方を含むという点でより包括的である(Theresia, 2014: 4)と明示している。また、河野(2020:127)は人権モデルを人権の観点からみた障害の捉え方であり、権利条約を実行に移すためのツールとして整理した。川島(2023)は、人権モデルは権利条約を解釈する範型として理解し、障害を持つ人への差別解消モデルとして捉えている。すなわち、人権モデルとは、差別撤廃をするためのモデルであるとする。

### (2) 法学・社会福祉学における成年後見研究

まず、法学分野の田山(2012)は、成年後見制度の補佐・補助制度は権利条約 12 条と調和しうるため、成年後見制度の廃止より補佐・補助制度を改正する形で成年後見を縮小していく方向性へ行くべきであり、それゆえ、本人意思の尊重と必要性の原則を前提として、広義の成年後見制度を改革するとすれば、法定代理権と取消権の利用を必要最小限にとどめ、基本的に本人意思のサポートシステムへと変革する必要があると述べている。なお、少数意見であるが、権利委員会からの勧告通り成年後見制度の即時廃止という立場で、池原(2021)は、消費者法を改正し、ユニバーサルなものとするべきであるとする。次に、社会福祉学分野の高山(2002)は、身上監護を含む成年後見制度はソーシャルワークの理念と一致すると整理している。反面、飯村(2015)は、成年後見制度は当事者の「自己決定権」を尊重していない制度であると明言した上で、成年後見制度は権利条約 12 条からして「パターナリズム的な介入」であるとして、その問題点を指摘している。

### (3) 社会福祉学でのアドボカシーに関する研究

原語の Advocacy(本稿では、アドボカシーと表記している)と日本語訳の権利擁護の意味の違いを確認した。イギリスにおけるアドボカシーとは、当事者の権利を保障するために社会へ当事者とともに訴え、社会から当事者が排除されない構造へと導く活動であるといえる。秋山(1997)は、アドボカシーと権利擁護の相違点として、アドボカシーはその実践の中核として権利擁護を行うが、アドボカシーはそれより広い概念であって、ニーズ充足、生活支援も行う」と述べた。次に、IFSW(International Federation of Social Workers: 国際ソーシャルワーカー連盟)の規定によれば、ソーシャルワークとは、社会事業において、あらゆる階層の人間の権利を擁護し、人々が互いの幸福に責任を持ち、人々間、人々や環境間の相互依存を実感し、尊重する成果を促進することと定義され、ソーシャルワーカーにとってアドボカシーは重要な役割であることを明確にしている。この定義によると、アドボカシーに関連する活動はソーシャルワーカーの業務なのである。

## 5. 考察

### (1) 人権モデルに基づく障害理解

人権モデル、社会モデルのどちらが障害者権利条約の基盤となる理念かに関しては多様な議論があるが、本

研究では権利条約は人権モデルを基盤としていると捉えた上で考察をした。人権モデルは、まだ社会モデルほど定着してない障害モデルではあるが、権利条約を実行するための一つの基準理論として社会福祉関連制度に受け入れる必要がある。人権モデルを正確に理解するため今後研究されるべきではあるが、先行研究からすると、人権モデルは障害を持つ当事者を主体としてとらえ、人権の観点から障害を考えることと理解できる。

### (2) 法学・社会福祉学における成年後見研究

法学の領域では、成年後見制度は判断能力が欠けていると判断される人に対し自己決定権を侵害する制度として認識されているが、社会福祉学では、成年後見制度は当事者の権利を侵害する制度として位置づけられる一方、成年後見制度は自己決定能力が欠けている人の意見を尊重するための制度であるとの見解もある。このように同じ社会福祉学研究でも異なる見解が出る理由としては、第1に、アドボカシーに関する概念整理が社会福祉学領域で行われてこなかったこと、第2に、成年後見制度上の身上監護を後見業務として認めるか否かに関して社会福祉学での議論が整理されていないこと、第3に、権利条約について社会福祉学における見解が整理されていないことであると考えられる。これらは、社会福祉学として成年後見制度を評価することが難しい理由でもある。制度を評価しにくいことは、支援の実践において方向性を見失わせる可能性を高める。このような実践での混乱は結果的に当事者へ直接影響を与えてしまうことになるため、支援する側のためにも社会福祉学の観点から成年後見制度を評価する研究の蓄積が必要とされる。

### (3) アドボカシーと成年後見との関係性

まずは、アドボカシーを権利擁護と訳すではなく、原語の意味としてアドボカシーは人の権利に関する支援や制度、またはそれらに働きかける全てを指すものである。すなわち、権利擁護より大きい概念として扱われるため、権利擁護という用語では、アドボカシーの意味するところを十分に表現することはできない。例えば、イギリスでの Mencap では「当事者に何が大切かを考えること」がアドボカシーと考えられる。当事者の権利を尊重した上での支援を含め制度への働きかけもアドボカシーと理解できる。その過程の一つとして権利を擁護することもあり得るだろう。このようにアドボカシーを整理した上で、社会福祉学でアドボカシーがどのように制度化され、実行されてきたかを考察する必要がある。

本研究では社会福祉学の重要な概念の一つとしてアドボカシーを理解し、そこから成年後見制度をどのように考察できるかを考えた。権利委員会から成年後見制度は当事者の人権を侵害する恐れがある制度として批判されている一方、社会福祉学からの見解は異なった。その理由は、当事者の権利を「保障」する方向へ改正をすることにより成年後見制度を広いアドボカシー制度として認識しているからである。社会福祉学分野において成年後見制度をアドボカシー制度としても位置付けているが、法学分野では明確に当事者への権利侵害の危険性を警告しているため、アドボカシー制度とは言い難い。しかし、多数の法学研究者や、社会福祉学研究者は成年後見制度の改正後の維持を主張している。両方の学者多数の主張として成年後見制度を改正し維持するべきであるとの指摘は一理あるが、本制度が医学モデルによって当事者を認識し、当事者の法定能力を制限していることは先行研究から明確であるため、向かう方向性としては制度廃止を目指すべきである。社会福祉学分野で、成年後見制度を批判していた飯村(2015)も成年後見制度の見直しを主張し、その方法として市民アドボカイトの活用を提案した。日本の現状を踏まえ即時廃止した場合の当事者が受ける被害の大きさを考えると、段階的に制度を縮小させ最終的に廃止することが望ましい。だが、廃止の過程の中で当事者の権利を保障する後見人として市民アドボカイトを活用することは相応しくないと考えられる。例えば、後見人が自己決定を支援するに当たっても、どこまで当事者の決定へ関与できるのかなど、専門家であっても難しい支援であるため、当事者への理解がない一般市民が当事者を支援し、アドボカシー活動することは当事者にとってまともな支援になれるとは思えない。すなわち、後見人としてソーシャルワーカーを専門アドボカイトとして活用する必要がある。

## 引用・参考文献

- 秋山智久(1997)「権利擁護とソーシャルワーカーの果たす役割：アドボカシーを中心に」社会福祉研究(75), 23-33
- 飯村史恵(2015)「ソーシャルワークの観点から見る成年後見制度の展望—障害者権利条約 12 条で問われているもの」立教大学コミュニティ福祉研究所紀要第3号 79-97
- 池原毅和(2021)「日本における障害者の法的能力」小林昌之『アジアの障害者の法的能力と成年後見—障害者権利条約から問い直す』生活書院
- 河野正輝(2020)『障害法の基礎理論』法律文化社
- 高山直樹(2002)「障害者の人権と権利擁護」津田耕一、植戸貴子『障害者ソーシャルワーク』久美、25-39
- 田山輝明(2012)『成年後見制度と障害者権利条約—東西諸国における成年後見制度の課題と動向』三省堂
- Theresia Degner(2014) "A Human Rights model of disability" Routledge Handbook of disability Law and Human Right

若者の自殺に関する日本の研究の課題と動向  
— 計量テキスト分析（テキストマイニング）を通して —

安然 (010260)

駒澤大学 荒井 浩道 (005909)

〔キーワード〕 自殺、文献研究、計量テキスト分析

## 1. 研究目的

現在日本の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は G7 諸国の中で最も高くなっており、自殺率世界上位 10 位以内にとどまっている。2022 年の自殺者数は 21,881 人であり、前年に比べ 874 人が増加した。年代別の死因からみると、15 歳から 39 歳までの各年代の死因の第 1 位は自殺となっており、20 歳未満の自殺者数は上昇傾向にある。厚生労働省の調査により、2020 年から 20 歳代の自殺死亡率が増加した。文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」では、「児童生徒の自殺が後を絶たないことは、極めて憂慮すべき状況である」と示唆した。世界的には、15 歳から 29 歳の若年層では、自殺が全死亡の 8.5% を占め、主要な死因の第 2 位（交通事故に次ぐ）となっているが、日本の場合では、若者の死因の第 1 位は自殺であるという、国際的な視点からみても日本は特殊な状況にあると言える。

また、働き盛りの年齢層の自殺死亡数の増加は、経済状況の影響を強く受けているとみることができる。自殺は遺族に対して深刻な心理的・精神的影響・経済的負担を生み出す。自殺未遂歴のある人は、たとえ軽度の自傷行為であっても、再び自殺を繰り返すリスクが高くなる。家族の中で自殺歴があると患者の自殺リスクを高める。以上の点から見ると、若者の自殺は重大な社会問題として研究される価値があると考えられる。

そこで、本研究は計量テキスト分析（テキストマイニング）の分析方法を用い、主要な研究テーマ（領域）の抽出し、傾向分析を行う。若者の自殺における研究に扱われたテーマの動向を分析することで、今後の研究課題を浮き彫りにすることが本研究の目的である。

## 2. 研究の視点及び方法

先行研究によると、若者の自殺者数の増減などから量的に日本の若者の自殺をもたらす因子を把握しようとする論文が多い。しかし、このような量的研究のデメリットとして、細かいニュアンスの把握や価値観の深堀りが難しいことが認められ、新たな視点が必要と考えられる。

本研究では、CiNii（国立情報学研究所）で「自殺」をキーワードに、若者を研究の対象とした本文ありの論文を絞って分析した。本研究ではアンケート、インタビュー記録・新聞記事などさまざまなテキストの分析にも使える KH Coder(3.00 正式版)を使い、計量テキスト分析（テキストマイニング）を行う。計量テキスト分析（テキストマイニング）により、若者の自殺における研究の特徴や扱われたテーマの動向を整理し、今後の研究方向展望を提供することを実現するため、以下の手順で分析した。(1) 文献、データの収集 (2) データのコーディング (3) 計量テキスト分析（テキストマイニング）による分析。計量テキスト分析（テキストマイニング）について、以下の分析を行った。(1) テキストデータの把握 (2) 研究分野別のキーワード (3) 全研究論文の上位頻出語分析 (4) 年代別のキーワード分析。

## 3. 倫理的配慮

本研究の分析対象は CiNii(国立情報学研究所)で公開されている文献や公的機関のデータ、資料などであり、人を分析の対象として扱っておらず、個人情報に関する倫理的配慮は生じない。著作権、盗用、剽窃などの方面で倫理的配慮を行った。著作権の侵害がないように配慮をし、日本福祉学会の研究倫理を深く理解したうえで、文献から引用をする場合は、文献の出典を明記した。

## 4. 研究結果

CiNii(国立情報学研究所)で、キーワードを「自殺」と設定し検索することで、11,739 件の文献が収録されている。その中で、論文のデータ種別を「論文」のみで、「本文・本体へのリンク」がある文献を選択し検索したところ、1,513 件文献が該当した。さらに、若者に関する文献（テーマでは「若者、若年者、高校生、中学生、大学生」等キーワードがある論文）を選別し、本論文の研究内容とは関係ない論文を除外し、最後得られた対象となった 163 件の文献を分析した。最終的に、総抽出語数（使用）は 2,593 (1,258) 語、なり語数は 645 (426) 語が得られた。対象文献の内容に基づいて頻出語上位 30 語を抽出した。そして、「自殺」と共起関係の強いワードは、「大学生」「予防」「教育」「子ども」であった。

## 5. 考察

計量テキスト分析（テキストマイニング）により、研究分野ごとに若者の自殺に関する研究数を把握し、若者の自殺に関する研究の課題と動向が確認できた。分析の結果、主な研究分野は医学、精神医学、教育学であることがわかった。若者の自殺予防、若者の自殺に対する対策などについては、むしろ対応の現場に近い社会福祉学の領域が注目されるべきだと思われる。今後の研究課題としては、「自死」や「学生」などのキーワードを置き換え、より包括的な分析を行うことだと考えられる。

## 1. 研究目的

ソーシャルワーカー（以下 SW）は多種・多様・多彩な観察、聞き取り、確認といったかかわりを展開し、クライアント（以下 CI）とのラポール構築を図る。ここで重要なことは、そのようなかかわりはラポール構築のための手段であってラポールそのものではないということである。実は、ラポールの生起・消失（有無）、程度、性質などの捉え方についての研究は、十分に確立しているとは言い難い。CI へのインタビューやアンケート、なんらかのスケールを用いた評価法はあるものの、極めて限定的な運用を前提とした手法となっているからである。従って、どれほど SW が誠心誠意、鋭意努力に努めても、その過程ないし結果としてのラポールが構築できた（された）のか、もしそうであるのならほどの程度なのか、また、それはどのような性質なのかを語るの、容易ではないのである。ラポールの構築およびその確立は、場合によっては曖昧模糊になりかねない。つまるところ、間主観どころか、主観、直感に頼らざることも否定できないのである。つまりラポールとは、援助の基本であり必要不可欠な手続きであると同時に、実は捉えることが容易ではないのである。そこで本研究は、ラポールの捉え方にかかわる援助技法についての理論的考察を試み、主観・直感だけに依拠しないラポールの評価方法を提言したい。

## 2. 研究の視点および方法

ラポールの構築と評価に関わる課題はそれそのものを「CI と SW の機微の相互作用」とする、いわゆる心理的概念（仮説構成概念）として捉えたところから端を発している。そのような捉え方は「説明しやすい」「わかりやすい」という長所を有しつつも、先に述べた「曖昧になりやすい」という短所を生み出す。これは CI, SW の両者の心理（の相互作用）をどう捉えるかという心理学的問題といえるかもしれない。実は心理学の学問体系には、そのような問題を解決する領域が確立している。それは、radical behaviorism を哲学的基盤とする Behavior Analysis（以下行動分析学）という理論であり、また、技術でもある。そこで本研究はこの理論と技術の知見に基づいてラポールの構築、維持、発展過程、評価について考察することとする。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会が定める「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」を遵守して実施された。また、本研究において報告すべき利益相反はない。

## 4. 研究結果

行動分析学に基づけば、ラポール、すなわち「CI と SW の機微の相互作用」とは、影響を及ぼしあう両者の行動（反応）の総体となる。すなわち、「有機体ならばなんらかの反応を示す（有す）」という“行動”の、それらの組み合わせ（過程）に対する評価概念である。「SW が CI とかかわる場面における双方の行動（群）に対する機能的評価」となる。そして行動であるならば、生起数、生起率、潜時、持続時間、強度、生起傾向といった次元などで、それらを客観的（科学的）に捉えることが理論的に可能となる。すなわち、援助の実践場面毎にラポールを支持する（であろう、又はラポールの一要素となる）CI と SW らの行動をいくつか定義し、それを測定することによって、ラポールの生起、程度、性質を客観的に測定できるようになるといえる。

## 5. 考察

行動分析学に基づけば、CI と SW のラポールを定量的に捉えることが理論的に可能となり、今後、援助場面において実証的に研究される必要がある。特に、ラポールとなり得る行動の大半はおそらく、顕在的行動でなく潜在的行動（目視確認が極めて困難となる生体反応）になるであろうから尚更である。つまり、緊張、不安、安心などで表現される情動反応や生理反応などである。このような反応に対する測定は、容易ではないのである。測定可能だが、倫理上の制約などが多数存在する。

スピリチュアリティに関するソーシャルワーカーの意識  
—緩和・終末期と地域のソーシャルワーカーに対する調査分析を通して—

北里大学病院 鈴木 身和子 (010241)

〔キーワード〕スピリチュアリティ、人間理解、ソーシャルワーカー

## 1. 研究目的

スピリチュアリティという言葉とその意味は、死を前にしたもののだけではなく、日常生活と深く関係している (Canda and Furman 2014 : 361)。また、人間の本质や根源に関わる事であるがゆえに、人間の尊厳を原理とするソーシャルワークにとって大きな意味を持つ。本研究では、クライアントの置かれた状況の中で、ソーシャルワーカー (以下 SWer) 自身がスピリチュアリティをどのように意識しているのか。加えて、SWer の立場や支援するクライアントにより違いがあるのか。それはどのような事に起因しているのかを明らかにすることを目的とした。

## 2. 研究の視点および方法

スピリチュアリティは外来語であり、日本では捉え方も様々である。その為、本研究では SWer の意識を明らかにすると共に、年齢や職歴などの経験、また日常的に死を意識せざるを得ない環境の有無により、理解やイメージが異なるのかということの問題意識の中心に据えた。研究方法は量的調査・質的調査を並行し、あわせて文献研究を行なうトライアングレーションを用いた。調査項目は、ソーシャルワークに関連付けられた先行研究、特にスピリチュアリティと「宗教」「文化」「価値・倫理 (死生観・いのち等)」「全人的理解」との関連により設定した。量的調査は質問紙表による郵送調査を実施。緩和・終末期のクライアントを対象とする SWer (以下緩和・終) と一般の地域の SWer (以下地域) を比較対象群とした。質的調査は、半構造化インタビューを機縁法により実施した。

## 3. 倫理的配慮

各職能団体より許可 (名簿使用)。2022 年上智大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会により審査・承認 2022-057。日本社会福祉学会「研究倫理指針」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従い実施した。

## 4. 研究結果

量的調査は、各 102 名に対し緩和・終 73 名・地域 71 名から有効回答が得られた。質的調査は、緩和・終 4 名・地域 4 名となった。量的調査対象者は、【スピリチュアリティについて考えが近いもの】について、共通して多くが「精神」を選択。他に「魂」と「こころ」を選択する傾向となった。領域の違いとして、「信条」を緩和・終は多く選択をした。質的調査では他に緩和・終：「信念」「思想」、地域：「喜び」「愛」と表現された。「自身のスピリチュアリティ」に対する意識は、緩和・終より地域が高い。質的調査では、共通してスピリチュアリティの内容が定かではないとしながら、緩和・終：自分自身に影響はあるかもしれないが意識はしていない。または、常に信心深く在る。地域：自分の中で日々考えるもの。次に、「クライアントのスピリチュアリティ」に対する意識は、緩和・終、地域は同程度となる。質的調査は、緩和・終：自信を持って言えない、スピリチュアルペインと混同、医療システムによる支援期間の短期化が影響、時間をかけてわかる。地域：意識をしていない、宗教に関係、死や失敗や挫折等の大きな出来事が契機、存在・生きる意味に関する日常の支援、瞬間に感じるもの。さらに、年齢 (緩和・終平均 40 歳、地域平均 62 歳) や職歴等の経験との関連として【スピリチュアリティについての印象】は、医療 SWer としての経験年数と緩和・終領域を担当した経験年数が長い緩和・終ほど、「精神的な深みを感じる」を選択する傾向にある。加えて、「(クライアントが持つ) 宗教・信仰」は、緩和・終、地域を合わせた SWer 全体の年齢が高い程意識をしている。また、領域における違いは、【宗教や信仰】の「人間の存在を超える何らかの存在は信じている」は、地域は大半が「はい」を選択したのに対し、緩和・終は選択が分かれた。

## 5. 考察

スピリチュアリティに関する SWer の意識は、携わる領域や支援するクライアントによる違いではないことが本研究では明らかとなった。それは、実践における究極的な状況の疑似体験、加えて人生経験や年齢を重ねる事に伴う SWer 自身の変化等、自分事となる体験が SWer の内省を促し人間理解に影響を及ぼすためであると考えられる。また、多義的な言葉となるスピリチュアリティや宗教がソーシャルワークにおいて共通の理解を持つことが出来た暁には、SWer 全体の意識の向上が推察される。

主な参考文献：E・R・カンダ、L・D・ファーマン (2014)『ソーシャルワークにおけるスピリチュアリティとは何か 人間の根源性に基づく援助の核心』ミネルヴァ書房

相談支援の法的位置づけと福祉アクセシビリティ確保  
— 日韓の社会福祉に関する法制度の比較検討を通して —

昭和女子大学 李 恩心 (5993)

〔キーワード〕 相談支援、アクセシビリティ、社会福祉法

## 1. 研究目的

2017年の社会福祉法の改正により地域福祉を基盤とする相談支援の法的位置づけが進んでいる。この背景には、制度・制度外のサービスや支援の実態について、制度の狭間の問題を生み出す制度設計とその限界が指摘され、地域共生社会の実現のための新たな総合的な支援のための取り組みが必要（古川 2022：20-21）になったことがある。また、地域における「相談支援の権利」について、2021年の社会福祉法の改正により、相談支援自体が法制度にもとづいて提供される具体的な支援（サービス）として法定化されたことで、相談支援自体が固有のサービス給付として位置づけられることになり、従来のように手続的権利として取り扱うだけでは十分とは言えなくなった（秋元 2022）。相談支援がサービス給付であることは、このような相談支援サービスへのアクセシビリティの検討を伴う必要があることを指す。このように、社会福祉法の改正等に伴い、地域を基盤とする総合的な相談支援に関する法的位置づけがなされるようになったが、総合的な相談支援体制づくりに向けた具体的な取り組みは今後の課題となる。本研究では、相談支援の法的位置づけと福祉サービスへのアクセシビリティはどのように確保されるのか、社会福祉に関する基本法を中心に日韓比較検討を行うことを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

日韓の社会福祉に関する基本法の策定の背景を踏まえつつ、福祉サービスへのアクセシビリティの確保を捉える分析枠組みとして、両国の基本法におけるアクセス権や、福祉サービスに関する情報提供、相談支援拠点（組織）の確保、相談支援を担う専門人材の法的位置づけを中心に文献研究を通して比較検討を行う。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に基づいて行った。

## 4. 研究結果

本研究では、日韓の社会福祉に関する基本法として、日本の社会福祉法と韓国の社会福祉事業法及び社会保障基本法を取り上げ、日韓の基本法における福祉サービスへのアクセシビリティ確保について比較検討を行った。

福祉サービスへのアクセス権の法的位置づけについては、日本の社会福祉法は福祉サービス利用者に必要な権利体系が十分でないとの指摘（鶴沼 2001）もあるが、福祉サービスへのアクセス能力や判断能力を考慮した権利擁護事業が明記されている。韓国の社会福祉事業法においては、「社会福祉を必要とする人は誰もが自分の意思によりサービスを申請し、サービスを受けることができる。」（法第1条2項）が基本理念として掲げられている。情報提供については、社会福祉法には、社会福祉事業者による社会福祉事業に関する情報の提供の努力義務や、国及び地方公共団体による福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずる努力義務が規定されている。韓国の社会福祉事業法には、2017年一部改正を経て、社会福祉サービスを提供する者による必要な情報提供や社会福祉サービスを利用する人の選択権の保障の規定（第1条）が新設された。相談支援拠点（組織）については、社会福祉法に、福祉事務所及び社会福祉協議会、社会福祉法人に関する規定があり、地域福祉を基盤とする法制度が整備されている。韓国は社会福祉法人や社会福祉協議会とともに、相談支援及びサービス提供機関である「社会福祉館」の法的位置づけがなされている。また、韓国の社会保障基本法には、「国及び地方自治団体は、全ての国民が利用しやすく、社会保障給付が速やかに提供できるように、地域的・機能的に差がないよう、十分な社会保障伝達体系

を構築しなければならない。」(第 29 条第 1 項)「国及び地方自治団体は、社会保障伝達体系の効率的運営に必要な組織、人材、予算等を備えなければならない。」(第 29 条第 2 項)と規定され、社会保障のデリバリーシステムについての条文がある。専門人材の確保については、日本は、社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格は社会福祉法とは別途の法律で定められているが、韓国では、社会福祉事業法に社会福祉士に関する条文として盛り込まれている。また、韓国の社会福祉事業法施行令(第 6 条)には、社会福祉法人または社会福祉施設を設置・運営する者は、社会福祉プログラムの開発及び運営業務、施設居住者の生活指導業務、社会福祉を必要とする者に対する相談業務において社会福祉士の採用が義務づけられている。

## 5. 考察

相談支援の法的位置づけについては、制度外の狭間の問題の捉え方が法的にどのように位置づけられてきたのかが課題となり、福祉サービスへのアクセシビリティ確保の法的位置づけが欠かせない。福祉サービスにおける手続き的給付には、「プロセスの保障」と「関係性の保障」があるとされる(菊池 2022: 302)。日本では社会福祉法の改正により、一定の福祉サービスへのアクセシビリティ確保の視点が評価できた。しかし、重層的支援体制整備事業が新たに任意事業として位置づけられたものの、具体的な相談支援拠点(組織)や専門人材配置に関する条文がない。福祉サービスへのアクセス権、福祉サービスに関する情報提供、相談支援機関(組織)の整備、専門人材の配置に関する内容が各福祉分野のソーシャルワークの技術に委ねられている。韓国は、各分野における相談支援機関を整備し、社会福祉士等を配置しており、これらの拠点に関する規定が社会福祉の基本法にもみられる。相談支援拠点の整備や専門人材の確保については、社会福祉士等の専門職の活用だけではなく、様々な相談支援機関における専門職の必置が求められる。井土は、社会福祉関連法がいかに利用者・市民の支援基盤を法的に支えているかが重要であり、福祉サービス利用意思に基づいたアクセスを実現することにより、社会支援につなげることができる社会福祉法制となり、福祉サービス利用権を内包することができる法制が実現できると指摘する(井土 2010: 124)。日韓の社会福祉に関する基本法からは、サービス提供(実施)主体に対する努力義務が優先的に規定されていることが明らかになった。一方、韓国の法制度は政治的・経済的・社会的・文化的影響が強く、形式的な基盤づくりが見られ、普遍的な福祉理念の確立や実効性には課題があるとされてきた(朴 1997、片桐 2005)。戦前・戦後にかけての長年は貧困対策が中心であった。現在も選別主義的福祉サービスの提供が多いため、包括的・総合的支援には課題が多い。基本法上のアクセシビリティ確保の側面として、日本は、地域福祉を基盤とする多様な主体の参加による相談支援ネットワークの構築を通じたアクセシビリティの確保が、韓国は専門機関や専門人材中心のサービス供給システムの構築を通じたアクセシビリティ確保が想定されていることが特徴と言える。

### <引用文献>

- ・秋元美世(2022)「地域における相談支援の権利を考える—相談支援の制度と人権」菊池馨実編著『相談支援の法的構造—「地域共生社会」構想の理論分析』信山社, 53-71.
- ・古川孝順編著(2022)『現代社会福祉分析の再構築』中央法規.
- ・井土睦雄(2010)「福祉サービス利用における社会支援アクセス権の確立」『近畿医療福祉大学紀要』11(1), 107-130.
- ・片桐由喜(2005)「韓国・社会保障法制の基盤形成過程—所得保障制度を中心に」『商学討究』56(1), 57-112.
- ・菊池馨実編著(2022)『相談支援の法的構造—「地域共生社会」構想の理論分析』信山社.
- ・朴明喜(1997)「韓国の社会福祉政策の成立過程と社会統制—軍事政権の福祉立法を中心に」『社会福祉学』38(2), 136-151.
- ・鶴沼憲晴(2001)「社会福祉法総則に関する考察—対象、目的、理念を中心として」『社会福祉学』41(2), 13-24.



## 萌芽的研究報告部門

### ソーシャルワークの「最善の利益」と「beneficence」についての一考察

○ 神奈川県立保健福祉大学 打越 友実 (9370)

東海大学 小林 理 (3505)

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

〔キーワード〕 ソーシャルワーク, 生命医学倫理, 最善の利益

#### 1. 研究目的

本研究の目的は、ソーシャルワークにおけるクライアントの「最善の利益」と、生命医学倫理の4原則における「beneficence」の共通点と相違点を見出すことである。生命医学倫理の4原則は、ソーシャルワークにも大きな影響を与えている。そのうち「beneficence (仁恵)」は、患者にとって最善の利益をもたらすように行為することを指しており、人々の福祉を最優先し、人々の健康への利益を最大化する原則である(山野2023)。ソーシャルワークにおいても、クライアントの利益の最優先が重視されているが、果たしてこれらの「最善の利益」は同義なのだろうか。Beneficenceの訳語「仁恵」の意味と原則の内容を照らし合わせ、上記の問いについて考察する。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究は、ビーチャムとチルドレスが提唱した生命医学倫理のうち、beneficenceを中心とした文献研究である。生命医学倫理第5版における第5章1~4を対象とした(Beauchamp and Childress = 2009:202-212)。ソーシャルワークの倫理と医の倫理全体を比較するのではなく、まずは生命医学倫理におけるbeneficenceの内容を整理することで、ソーシャルワークにおける「最善の利益」との共通点、相違点を探った。

#### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に則って実施した。

#### 4. 研究結果

歴史的に、beneficenceの原則は、病人を害から守り、恩恵を与えることを目的としており、患者のニーズよりも医学的視点における最善の利益を重視していたが、時代を経て患者を中心に据えた医療倫理に発展していった(Beauchamp 1990)。仁恵とは、「めぐみ、いつくしみ、なさけ」のことだが、ビーチャムらは、beneficenceを、慈悲や慈善だけでなく、他者を益するよう意図されたあらゆる形態の行為を示すと述べている。それらを理解するうえで必要な要素として、①仁恵における2つの原理、積極的仁恵と功利、②義務的仁恵と理想的仁恵、③仁恵と無危害、④特定の仁恵と一般的仁恵の区別について論じている。

#### 5. 考察

beneficenceは、利益と不利益を比較考量しつつ他者の利益を促進する原則と解釈できる。この点はソーシャルワークにおける「最善の利益」と共通している。一方で、beneficenceにおける「利益を促進する」とは、援助を与えたり便益を提供したり、実践に置き換えれば適切な治療を施すことを意味する。ソーシャルワークにおいては、クライアントを全人的存在として認識することが倫理綱領に明記されており、人間の多面性や奥行きを認識する点に特徴がある。そのため、最善の利益を追求する際には、専門職が「与える」役割だけでなく、本人の潜在的な希望や想いの表出、新たな気づきを励ますことも含めて、自らの利益を考えられるように支援していくことに重きを置いていると言えるのではないか。

#### 6. 引用文献

Beauchamp.T.L., Childress J.F. (2001) Principles of Biomedical Ethics, Fifth Edition, Oxford University Press.  
(=2009, 立木教夫・足立智孝監訳『生命医学倫理 第5版』駒澤大学出版会.)

## 1. 研究目的

自由はその定義が困難であるとされるほどに多義的で曖昧さのある概念でもありながら、経済的側面においても、文化的側面においても一層重要視されるようになってきている。とりわけ 1990 年代のグローバル化以降の米欧を始めとした先進諸国において、最も枢要な価値の一つとなってきたともいえよう。デイヴィッド・ノーランは、経済的自由と個人的自由の 2 つの軸により政治思想を図式化している（ノーラン・チャート）。経済的自由と個人的自由の両者を支持するのがリバタリアニズムであると整理され、ハイエクやフリードマンなどの著作がその中核的なものとみなされる。そのような考え方に基づく政策が、貧困や格差の拡大など人びとの経済生活やまた精神面などに対してもたらしている影響について指摘されている。それにもかかわらず自由が支持されるのは、自由の概念が広範な内容を含み多義的であることと関わっていることが考えられる。そうした関心のもと、本研究はリバタリアニズムにおける自由の概念が有する傾向性について考察する。

## 2. 研究の視点および方法

本研究ではリバタリアニズムの中心の一人であるハイエクの所説を中心に検討する。その際、経済的自由と文化的自由はどのような関係にあるか（両立されるものか）、自由を擁護する体制を普遍的に敷衍しようとする干渉主義に関するスタンス、前近代的・共同体的な価値観や慣習などとも親和性のある自生的秩序の重視、福祉国家等を帰結主義として否定する所有権絶対からの立論などの論点に着目する。

## 3. 倫理的配慮

文献からの引用については、日本介護福祉学会研究倫理指針の「2 引用」に規定された指針を、発表にあたっては指針の「8 学会・研究会等での発表における姿勢」を遵守している。

## 4. 研究結果

自由はリバタリアニズムにおいては、ナチスやソ連など共産主義国家の情勢も踏まえ国家権力による自由の侵害の問題として議論される。合理主義・計画主義の問題点を指摘し、経済に関する国家の関与や福祉国家をも否定する。また民主主義は国家が経済に関与する体制や福祉国家を選択する可能性があることから、民主主義に対しても批判的見解が示される。人間の理性を過信せず、自生的秩序を尊重する。そのため前近代的な共同体や宗教、または君主制に対しても一定の理解を示す。個人の文化的自由は広く擁護するスタンスが示される。しかしもっとも擁護する対象は国家が干渉しない自由主義の経済である。また各国、各地域、各団体の裁量を尊重せず、自由を重視する思想や体制を普遍的に敷衍しようとする干渉主義はハイエクにおいても認められる。

## 5. 考察

リバタリアニズムが擁護する自由は、経営者のためのものである。経営者は自由に活動し、得られた富を自身で所有する権利があるとされる。社会の多数を占めるのは労働者だが、ハイエクによれば労働者に認められる自由は雇用されるのをやめることを自身で選択できることのみとなる。リバタリアニズムは自由を擁護するが、その自由を社会の成員に保障するべきものとは考えない。むしろリバタリアニズムは皆にとって良い結果をもたらすかどうかという視点で考えることを帰結主義として批判する。リバタリアニズムは所有権を侵害しないことを前提とする所有権絶対という立場から立論し、その結果として不平等が生じるかという点から社会のあり方を考えるという方法をとらない。また公教育を含めた国家の役割を最小化することを志向しており、結果文化的自由は保障されないのであり本質的には経済的自由に関する理論であることが理解される。

## 1. 研究目的

現代日本の知的障害者の生活は、親元から通所系サービスに通うというあり方が平均的である。このような生活は 2000 年代初頭までには成立しており、なぜこうした生活がそれまでに成立していたのかを探究する必要がある。本研究では、なぜ 2000 年代初頭までに、知的障害者福祉施設が増加したのかを明らかにするための視角を提案することを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

障害児のための養護学校の制度化が、成人期の福祉施設の増加につながったのではないかという仮説を提示し、統計を用いてあとづけている藤井（2017）を検討した後、どのような拡張が可能か検討する。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理規程および研究倫理規程にもとづく研究ガイドラインを確認し、内容に留意してなされたものである。また本研究は、開示すべき利益相反関連事項はない。なお本稿では、「精神薄弱」といった、現在では使用されない用語が使われる。これは、歴史研究として、当時の用語法にしたがう場合や著作を引用する場合に使用する。

## 4. 研究結果

藤井（2017）は、1979 年度の養護学校義務化以後について、養護学校から福祉施設への移行に着目し、両者の量的な関係を示した。これは、子どもから大人への移行を量的に示したと言える。

## 5. 考察

子どもから大人への移行という視点を維持しながら、養護学校義務化以前に議論を拡張するために、① 特殊学級や福祉施設の存在、② 入所施設と通所施設の区別、③ 地域的な偏在といった点を考慮した分析が必要であると考えられる。

【謝辞】本研究は JSPS 科研費 23K12662 の助成を受けたものです。

## 参考文献

藤井涉（2017）「養護学校義務化が障害者福祉政策に与えた影響」『社会政策』9(2), 147-158.

戦中期大阪府社会事業主事と方面委員の関係性に関する研究

—大阪府の一次史料を題材として—

立教大学社会福祉研究所 青木 尚人 (010001)

〔キーワード〕 社会事業主事、方面委員、指導的關係

## 1. 研究目的

本研究は、戦中期における社会事業主事と方面委員の関係を分析するものである。戦前期の社会事業の担い手としての方面委員は様々なところで言及されている（遠藤 1997；1998；1999、永岡 2018 など）。しかし社会事業行政の運営については、社会事業主事という戦前期の社会事業の吏員が関わっていたことはほとんど知られていない（小笠原 2020）。

特に、戦中期になると資料の不足から方面委員や社会事業主事については論じられなくなる。社会事業主事の場合は 1942 年に制度が廃止されてしまったため、社会事業主事だった人物がどうなったのかも含めて不明な部分が多い。本報告はこの空白の期間に社会事業主事と方面委員はどのような関係性を結び社会事業の運営に携わっていたのかを解明することを目的とする。本報告を軸に社会福祉主事との比較の枠組みを作っていきたい。

なお、1925 年—1937 年間の分析は近刊予定の拙稿(青木 2024)で行っているため、本報告では 1938 年から 1945 年と期間を設定する。

## 2. 研究の視点および方法

本報告では、大阪府社会課が発行している『方面委員事業年報』と戦時下に開催された方面委員の会議の議事録が収録されている『復刻・戦時下大阪府方面常務委員会議事速記録』を参照し、大阪府に着目する。大阪府に着目する理由として、資料の保存状態がよく、今後他府県と比較する際の枠組みにできるからである。

具体的な分析方法として、方面委員と社会事業主事が参加する方面委員常務委員会の議事録を取り上げ、会議内で交わされている議論を分析する。また、地方社会事業職員制は 1942 年で廃止される。しかし、廃止後はどのように社会事業を運用していたのかを分析するため、1943 年から 1945 年についても分析する。本報告を行う上での仮説として、「戦時体制の維持や民衆の救済を行うべく、方面委員に対しては指導的な役割を結んでいた」と設定する。

## 3. 倫理的配慮

本報告は日本社会福祉学会倫理規定と研究倫理規定にもとづくガイドラインに配慮している。旧字体は現代仮名遣いに修正してある。ただし差別用語も当時の文脈を理解するべく、そのまま掲載している。

## 4. 研究結果

1938 年から 1942 年までは 2 人の社会事業主事が方面事業を担当した。小菅秀直と南條茂、小寺虎義である。南條は小菅が地方事務所長に転じたのちにその後任として社会事業主事補から昇進した。

### (1) 1938 年—1942 年

1936 年に方面委員令が施行されて、全国に社会事業主事が配置されるようになった。大阪府は各方面の代表が「方面委員常務委員連合会議(以下、会議)」に参加して意見を表明する。例えば、1938 年 10 月に開催された会議において、小菅は、方面委員令が定められた背景を説明したうえで、法律や規則をただ民衆に紹介するだけでなく、それらを活用することが方面委員には必要であると述べている(大阪府社会課 1939)。

1939 年 1 月には、方面委員にケースへの関わり方を指導している。具体的には、ケースが相談に来た時に、関連している親の意見、妻の意見がぶつかり合わないようすべきであると指導した(大阪府社会課 1940)。

また、1941年9月には医療保護法の取扱いの説明をするなど、戦中ではあるが、方面委員が救済に当たる際の要点を述べている。しかし、1942年1月には山本五十六連合艦隊司令長官あてに、戦意高揚のための文書を大阪府方面委員一同の名前で出す文案を小菅が読み上げるなど、徐々に戦争の影響が会議にも見えていた(近畿地域福祉学会大阪方面委員活動史料研究会 1999)。

## (2) 1943年—1945年

1943年4月の南部方面常務委員会議では、社会事業主事だった小寺が戦時災害保護法の概要を説明した。方面委員からの「実施に方面委員が責任を有するのか」という質問に対して、市区町村の責任において行われるものであるため、方面委員には責任は生じないと述べた(近畿地域福祉学会大阪方面委員活動史料研究会 1999)。1944年2月に開催された北部方面常務委員会議では、南條が方面委員の質問に答えている。疎開をする民衆の範囲に関して質問をした方面委員に対し、所属の警察が対応に当たるように打ち合わせしたことを述べた。そして、1945年2月には、戦死した方面委員や、戦時災害で死亡した方面委員に対する弔慰の方法を会議に参加した方面委員に説明していた(近畿地域福祉学会大阪方面委員活動史料研究会 1999)。

## 5. 考察

青木(2024)は1937年以前の大阪府社会事業主事が方面委員に対して指導的な側面を示していたことを指摘した。今回の分析でも概ね方面委員に対して社会事業主事は指導する役割を持っていたことが指摘できる。

日本でも戦時体制に入ると、兵士への激励や、疎開などの要請が急務になる。本報告を通じて社会事業主事や方面委員が戦時体制の一員となっていたことが史料から明らかとなった。しかし、戦時体制の中でも民衆の救済については検討されており、社会事業主事やその経験者だった人物が方面委員に対して法制度の取扱いを述べたり、方面委員からの質疑に答えるなど戦時厚生事業の運営に寄与していたのである。

社会事業主事だった南條は社会事業主事が廃止された後も、方面事業に関わりを持っており、変わらず指導をしていたことも解明することができた。つまり、社会事業主事だった人物は制度廃止後もそのまま従前の業務を担っていた可能性が高いのである。社会事業主事は大阪府の意向を方面委員に説明したり、方面委員が挙げた事例に際して指導をすることで指導的な関係性を構築していたと結論付けられる。

## 参考文献

- 青木尚人(2024)「社会事業主事と方面委員における関係性の分析—大阪府方面委員事業年報を題材として—」『立教大学社会福祉研究』(43)近刊
- 遠藤興一(1997)「戦時体制下の方面委員活動(1)大阪府方面委員事業年報の検討を中心に」『研究所年報』(27) 71-90
- 遠藤興一(1998)「戦時体制下の方面委員活動(2)大阪府方面委員事業年報の検討を中心に」『研究所年報』(28) 31-44
- 遠藤興一(1999)「戦時体制下の方面委員活動(3)大阪府方面委員事業年報の検討を中心に」『研究所年報』(29) 3-16
- 大阪府社会課(1939—1942)『方面委員事業年報』
- 小笠原慶彰(2020)「「地方社会事業職員制」の検討—昭和戦前期社会事業行政職員の実状—」『社会福祉学』 60(4) 1-13
- 近畿地域福祉学会大阪方面委員活動史料研究会(1999)『復刻 戦時下大阪府方面常務委員会議事速記録』
- 永岡正己(2018)「大阪府方面委員活動の展開と事例 昭和恐慌期から戦時体制下へ」『日本福祉大学社会福祉論集』 139 1-30

## 萌芽的研究報告部門

### こども基本計画とヒューマンサービスに関する研究

○ 神奈川県立保健福祉大学 新保幸男 (1599)

神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 高橋かすみ

神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 二宮和康

神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 古山智

神奈川県立保健福祉大学 打越友実 (9370)

東海大学 小林理 (3503)

〔キーワード〕 こども基本計画、こども大綱、市民参加

## 1. 研究目的

2023 年中に策定が進められた国の「こども大綱」を受けて、主として 2024 年度から都道府県・市町村において、地方版のこども大綱とも考えられる都道府県・市町村「こども基本計画」が策定されることになる。従来の「子ども・子育て計画」等とは異なり、「子育て支援」「若者支援」「こどもの貧困対策」などを念頭に置いた幅広い「こども基本計画」の策定が行われることになる。この「こども基本計画」について、「ヒューマンサービス」についての阿部志郎の定義にある「市民参加のコミュニティ」という視点を意識する際の課題を検討することを本研究の目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

都道府県・市町村「こども基本計画」の策定と「市民参加のコミュニティ」との関連について、各種資料などを用いて研究を進める。その際、県・市という異なる行政区域の特徴を意識しつつ考察を進める。

## 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」に従って実施する。

## 4. 研究結果

通常、各地方自治体では、行政組織上、「こども」部門、「若者」部門、「貧困」部門はそれぞれ別の担当課が所掌しており、「こども基本計画」の策定を適切に行うためには、「こども」を含む「市民参加」を意識した「こども基本計画」の策定プロセスを意識すると共に、「こども基本計画」の内容においても、「市民参加のコミュニティ」を意識した計画とする必要がある。

都道府県「こども基本計画」においては、「こどもの意見を聴く」プロセスを丁寧に整備すること、行政では対応しにくい課題について NPO 団体などに力を発揮してもらいやすい仕組みをつくる必要がある。市町村「こども基本計画」においては、行政が設置する「こども家庭センター」の機能と市民参加の NPO 団体などの機能との連携を意識することが必要となる。特に市町村「こども家庭センター」では、行政の専門職（社会福祉士や保健師）と社会福祉法人・NPO 団体などとの連携・協力が不可欠と思われる。「市民参加とコミュニティ」という視点から社会福祉協議会や地域包括支援センターなどと一緒に「こども」「若者」「こどもの貧困」というテーマに取り組むことになるとと思われる。

## 5. 考察

「市民参加のコミュニティ」を具体化するためには、専門職による支援との関連で、市民自身による具体的な取り組みの内容を「こども基本計画」に盛り込むと共に、その実践を推進しうる運用方法について具体化していく必要があると思われる。

社会的養護における人材育成についての研究動向（1）

ー施設専門職についての先行研究の動向を中心としてー

○ 東海大学 小林 理 (3505)

神奈川県立保健福祉大学 打越 友実 (9370)

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

〔キーワード〕 社会的養護施設、専門職、人材育成

## 1. 研究目的

社会的養護分野の専門職は、その児童の養育者として心身の成長を支える重要な役割を果たすことが期待されている（社会的養護は、以下特記しない場合は「社会的養育」を含む）。当該対策は、児童相談所から施設までひろく、配置される職種と任用要件としての資格には多様性と幅がある。施設では、それぞれの専門職の業務は法令で規定されるものの、実際の実践は、児童の「生活」を中心に各専門職の協働により展開する。このことから、専門職にとって、児童を中心とした生活支援の中で、いかに専門性を具体化するかが課題となっている。施設の小規模化に向けては、職員負担の課題が指摘されており、現状では、児童養護施設では採用後5年未満の退職が約5割との調査結果もある（全国児童養護施設協議会「人材育成のための指針」全養協2017：1）。

以上のような背景から、本研究の目的は、文献研究から先行研究の動向、施設専門職の特徴、人材育成の背景について、社会的養護の専門職とその人材育成の課題がどのように捉えられてきたのかを整理することである。広範な検討課題の中から、今回は、その(1)として、社会的養護施設について、先行研究における①対象としての専門職と②その人材育成の捉え方に着目して研究動向の整理を行うこととした。

## 2. 研究の視点および方法

文献研究の方法を採用するにあたり、対象選定は、データベース検索を活用し対象文献の大枠を設定し、さらに参考文献を辿る等のハンドサーチを組み合わせながら、対象としての「専門職」、「人材育成の課題」の記述を抽出した。検索は、次のデータベース検索を活用した。学術図書、学術論文等は、国立情報学研究所（NII）が提供する「CiNii Research (<https://cir.nii.ac.jp>)」を活用した。分析は、社会的養護の制度構成に沿って、機関施設種別に分けるとともに、量的研究、質的研究に区分して整理を行なった。

## 3. 倫理的配慮

本研究を進めるにあたり、日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に則って進め、文献研究は既公表のみを対象とし、出典を明記して参照・引用することとした。

## 4. 研究結果

主として次のような結果を得た。①対象としての専門職は、「社会的養護」の語では広範となるが、施設種別ごとの分析が主である。②全国規模の把握は希少となっている。③「社会的養護」や「専門職」「人材育成」をどう捉えるかの総説等の論文は少なく、政策動向については、直近の政策課題となり、通史的な動向はない。

## 5. 考察

社会的養護分野の専門職は、全国規模の制度と各自治体の取り組みを併せて進められる分野であるが、種別ごとの対象や研究プロセスが中心であり、先行研究として、種別横断的に取り込まれる研究がほとんどない。研究の分析は、ケアの特徴や実情、専門職の働く環境の特徴や実情に焦点をあてて課題を指摘する研究がみられている点は共通点がある。今後すすめる研究課題として、社会的養護分野の専門職の制度的位置付け、人材育成の位置付けについて、整理していくことが必要と考えられる。

## 萌芽的研究報告部門

### 医療的ケア児等コーディネーターの活動と所属組織の業務の関連

#### ーインタビュー調査に基づく主な役割と課題の検討ー

国立障害者リハビリテーションセンター研究所 小田島 朋 (9784)

〔キーワード〕 医療的ケア児、支援体制の構築、多職種連携

## 1. 研究目的

本研究は、医療的ケアの必要な小児と家族の在宅生活を支援する「医療的ケア児等コーディネーター」の活動に関する調査を行い、所属組織や資格の専門性に応じた相談対応・調整、支援体制との関係構築の方法等を整理し、医療的ケア児と家族の地域支援体制の構築・改善に際した有益な示唆を得ることを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

医療的ケア児等コーディネーターは医療的ケア児と家族の生活における医療、福祉、保健、保育、教育、就労等の相談や調整の役割を担うとされているが、厚生労働省の調査(2020、2022)によると活動が不十分な状況にある。

本研究では、所属先の業務内容に即して活動内容が方向づけられるとの視点に基づき、現状の役割と課題を明らかにするため、A地域のコーディネーター10人を対象として2022年11月から12月に半構造化インタビューを実施した。実施にあたりインタビューガイドを作成し、1回のインタビューは平均90分だった。分析は逐語録を作成し、質的データ分析法(佐藤・2008)に基づき、「事例-コード・マトリックス」を参考にした。

本研究は公益財団法人大同生命厚生事業団2022年度「地域保健福祉研究助成」の採択を受けて実施した。

## 3. 倫理的配慮

実施に際して国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会における倫理審査にて承認(承認番号:2022-101)を得た。インタビュー協力者には、説明書を用いて本研究の目的、方法、公表、所属組織や個人が特定されないこと、協力は任意であることなどを説明し、同意書に署名を得たうえで調査を実施した。

## 4. 研究結果

研究対象者の保有資格は相談支援専門員、看護師、保健師、社会福祉士等であり所属組織は重症心身障害児施設、訪問看護ステーション、障害者相談支援センター、基幹相談支援センター、大学病院、小児科等診療所、行政本庁、保健センターだった。コーディネーターの資格を取得して1年から4年が経過していた。個別支援の関わりに類する医療・福祉サービスの利用調整や退院支援等は研究対象者全般が経験していた一方、地域支援への関わりに類する支援体制構築は参画の状況が異なっており、役割の遂行において課題と認識している意見が出された。

## 5. 考察

所属組織の業務内容は、サービス等利用計画の作成・調整、発達支援と家族支援を含む「個人を対象とした業務」と社会資源の情報提供や手続きの案内等の「地域全体を対象とした業務」に分類された。コーディネーターの役割とされている地域支援(支援体制構築のマネジメント)は地域の支援者との協議の場への参画や広域でのネットワーク化を推進する活動がなされており、基本業務の拡大に伴っていると考えられる。活動内容を方向付ける要因のひとつに所属組織の業務範囲とコーディネーター自身の医療的ケア児または障害児の支援に関するキャリア(中期～長期)が関連すると推測された。所属組織に応じた活動の様態を整理し運用方法を検討する必要がある。



## 研究報告部門

### ハンセン病療養所における妊娠・出産・養育に関する一研究

#### —奄美和光園の取り組みと乳児院名瀬天使園設立まで—

東京通信大学 小倉 常明 (2016)

〔キーワード〕 ハンセン病療養所 奄美和光園 名瀬天使園

## 1. 研究目的

鹿児島県の奄美大島にあるハンセン病療養所、国立療養所奄美和光園（以下、和光園）では、入所者同士による妊娠・出産が認められていた。他の療養所では強制不妊手術を受けさせられたなか、なぜ和光園では妊娠・出産が認められたのか。そこで産まれた子どもたちは、どのように養育されたのかを検証することによって、妊娠・出産する権利を守った背景を明らかにし、産まれた未感染の子どもたちをどのように養育していったのかを検証することによって、史実から社会的養育に取り組む姿勢について考察することを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

「旧優生保護法」と「らい予防法」とにより、ハンセン病療養所では妊娠・出産することが基本的に出来なかった。福岡（2023）の聞き取り調査<sup>1)</sup>によると、他のハンセン病療養所でも妊娠・出産するケースはあったが、それはあくまでも強制不妊手術の失敗等によるものであって、和光園のように、妊娠・出産を肯定するものではなかった。和光園での、妊娠・出産、その後の養育の権利がなぜ護られたのかを研究の視点とし、元職員等への聞き取り調査を基に、現存する鹿児島県立図書館奄美分館にあるハンセン病文庫、国立ハンセン病資料館等の史資料と併せて検証した。

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づき、入所者や家族、関係者のプライバシーの侵害等がないように努めた。関係者への聞き取り調査では、東洋大学大学院社会福祉学研究科研究倫理等審査会の承認（承認番号 2022-17S）を得て、インタビューガイドを作成し、対象者（職員、元職員）から研究への協力同意書を提出してもらい、研究への了解を得た。

## 4. 研究結果

### (1) 和光園を取り囲む法制度と社会的背景

2023（令和5）年4月1日、こども基本法が施行され、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足した。第1条「目的」のなかには、こどもの「権利の擁護」や「幸福な生活をおくることのできる社会の実現」などが謳われている。1948（昭和23）年から1996（平成8）年まで存在した旧優生保護法は、優生思想の見地から優良な子孫の出生を守るため、第1条には「この法律は母体の生命健康を保護し、且つ不良な子孫の出生を防ぎ、以て文化国家建設に寄与することを目的とする」と謳っており、強制不妊手術（優生手術）、人工妊娠中絶、受胎調節などを定めたものであった。対象となったのは、遺伝性のあるとされた精神分裂病（現：統合失調症）や遺伝性精神薄弱（現：知的障害）等であった。日本精神神経学会は、2024（令和6）年2月1日「優生保護法に関する声明」のなかで、「強制不妊手術を受けた人々の生と人権を損ねたことを被害者の方々に謝罪いたします」との声明を発表している<sup>2)</sup>。

奄美大島は、第二次世界大戦後、北緯30度以下の地域である、沖縄、小笠原等とともに、日本から切り離され、アメリカの統治下とされた。いわゆる「日本でありながら日本ではない」状態であった。1953（昭和28）年12月25日、島民による猛烈に本土復帰を願う行動等もあり、奄美群島は本土復帰となる。

### (2) 和光園とカトリック教

奄美大島にはカトリック教徒が多く、カトリック教会も島内に点在している。和光園にも、川を挟んで奄

美和光園教会がある。ハンセン病療養所には、家族と絶縁状態となり、亡くなった後、引き取り手のない入所者のための寺院や教会が敷地内にある。奄美和光園教会のように、敷地外にあり、地域の信者も礼拝する独立した教会が隣接しているケースは珍しい。

和光園入所者にはカトリック教徒が多かった。そのため、妊娠したときに中絶することは望まないし、強制不妊手術も受けないという決意をもって結婚したのであろう。それを強力に支援したのが、カトリック教会であり、1951（昭和26）年に来島したパトリック神父である。それに応えたのが若き医師であり園長であった大平馨であった。彼もカトリック教徒であった。そして生まれた子どもを、最初は神父の住む教会に隣接した小屋で職員が交代でみていたが、災害で小屋が倒壊した後は、カトリック教徒の事務長である松原若安（ジョアン）の自宅で妻や娘たちが世話をしていた。

その後、子どもが増えていくと、個人宅での養育では難しくなり、パトリック神父の後任のゼローム神父が「子どもの家」という施設を設けた。それが後に「天使園」となり、一般の子どもも受け入れる「名瀬天使園」として、宗教法人ショファイユ幼きイエズス会が認可申請を出し、1959（昭和34）年には児童福祉法に定める乳児院として認可を受けた<sup>3)</sup>。

名瀬天使園は、1992（平成4）3月31日に廃止となった<sup>4)</sup>。その理由を「数年来入所児が減員の一途を辿る」としている。一方、2005（平成17）年には、児童養護施設「白百合の寮」で乳児の受入れを始めている<sup>5)</sup>。名瀬天使園が廃止されたのは、日本全体の少子化傾向もあるであろうが、乳児院のニーズがありながら和光園入所者全体の高齢化によって、入所者からハンセン病未感染の子どもが生まれなくなり、名瀬天使園の本来の社会的使命が終焉を迎えたというのが大きな要因ではないだろうか。

## 5. 考察

2023年11月に北海道の障がい者グループホームで知的障害者が不妊処置を受けていたことが報告された<sup>6)</sup>。「旧優生保護法」が「母体保護法」に改正後も、こうした問題が起きたのは、「養育への懸念」があったからであろう。妊娠・出産する権利を「養育への懸念」で奪うべきではなく、和光園関係者が取り組んだように、産まれる子どもを「どう養育するか」を前向きに考え、行動するべきであろう。

## 参考

- 1) 福岡安則（2023）『聞き取り もうひとつの隔離 ハンセン病療養所附属保育所に収容された子どもたちの人生』解放出版社
- 2) 日本精神神経学会 [https://www.jspn.or.jp/modules/advocacy/index.php?content\\_id=99](https://www.jspn.or.jp/modules/advocacy/index.php?content_id=99)  
（2024年2月2日確認）
- 3) 社会福祉法人聖嬰会「児童福祉施設認可申請書」鹿児島県子ども家庭課保管
- 4) 社会福祉法人聖嬰会「児童福祉施設廃止承諾書」鹿児島県子ども家庭課保管
- 5) 白百合寮「沿革」社会福祉法人カリタスの園 白百合の寮 リーフレット
- 6) 北海道 NEWS WEB <https://www3.nhk.or.jp/sapporo-news/20231102/7000062179.html>  
（2024.1.25.確認）

## 萌芽的研究報告部門

### 福祉型障害児入所施設の社会的養護機能の現状に関する研究

○ 神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 1 年 古山 智

神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 1 年 高橋 かすみ

神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 1 年 二宮 知康

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

[キーワード] 知的障害児、福祉型障害児入所施設、社会的養護機能

#### 1. 研究目的

知的障害児が社会的養護を必要とする場合、多くは福祉型障害児入所施設にて専門的な支援を受ける。福祉型障害児入所施設の入所児童の多くは被虐待児であり、障害と共に虐待へのケアが必要となる。また児童養護施設や児童自立支援施設等の社会的養護施設にも知的障害児が入所しており、その割合は年々増加している。知的障害を理由に施設適応が難しくなると、福祉型障害児入所施設へ措置変更を実施するケースもある。一方福祉型障害児入所施設は、社会的養護施設には含まれておらず、措置と契約という二つの入所形態が存在する。本研究は、福祉型障害児入所施設の持つ社会的養護機能の現状を明らかにすることを目的とした。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究は、知的障害児の社会的養護に関連する官公庁等の資料を用いて、福祉型障害児入所施設の持つ社会的養護機能の現状や課題を整理し、今後の社会的養護機能向上のための方策に向けた考察を行った。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は、神奈川県立保健福祉大学研究倫理委員会による承認(保大第 18-23-38 号)を得た上で実施した。また、「一般財団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定に沿って、倫理的な配慮を行った。

#### 4. 研究結果

日本は少子化が進み続ける中、知的障害児の数は増えており、2000 年から 2016 年までの間に約 2.2 倍となっている。また、虐待相談件数は増加の一途を辿っているが、障害児は虐待を受ける可能性が非障害児より約 10 倍高い。さらに児童養護施設等の社会的養護施設において生活する児童の 36.7%が障害を有しており、うち 12.9%が知的障害であるため、福祉型障害児入所施設への措置変更等のニーズは高まっていると考えられる。しかし、福祉型障害児入所施設の入所実態として、定員に対する充足率は昭和 50 年の 102%を頂点として、平成 25 年ごろから 70%程度となっており、定員数に満たない現状がある。現在の社会的養護の方向性として、里親等の家庭的養護が推奨されており、児童養護施設や乳児院は年々施設数が増加しているが、福祉型障害児入所施設は施設数が減少しており、家庭的養育が進んでいない状況がある。

#### 5. 考察

福祉型障害児入所施設の入所充足率は約 70%で、定員を埋められない要因を探る必要がある。児童福祉法が施行されて以来、障害児入所施設の人員配置は、児童 4 人に対し職員 1 人という状況が続いている。職員配置の充実と共に、施設の小規模化を図り、障害のケアと同時に虐待へのケアを提供しながら、個別的な支援が行える環境を整えることが必要だと考える。社会的養護機能の向上の一因になると考えられる。今後の研究として、児童相談所障害担当児童福祉司及び施設ケースワーカーに対しインタビューを実施し分析を行うこととで、福祉型障害児入所施設の社会的養護機能の現状がより明確になると考えられる。

## 児童相談所における人材育成の課題

### —先行研究及び公表資料・データの分析を通して—

- 神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程1年 高橋 かすみ
- 神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程1年 二宮 知康
- 神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程1年 古山 智
- 神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

[キーワード]児童相談所、人材育成、研修

#### 1. 研究目的

2020年に児童虐待相談件数は20万件を超えたが、その後も増加の一途を辿っている。それに対し、国は児童相談所職員の増員を急ピッチで進めており、2023年度の配置について児童福祉司はほぼ計画数に達し、児童心理司については計画数を超えている。数の上では充足しているように見えるが、一方で急激な増員による影響は大きく、職員の経験年数の低下により現場では混乱が生じているなど、どこの児童相談所も人材育成の課題を抱えている。本研究では、児童相談所の現状と課題から見た人材育成の課題について整理を行い、今後の人材育成の在り方について考察することを目的とする。

#### 2. 研究の視点および方法

本研究は、これまで公表されてきた資料に基づいた文献研究である。先行研究や公表資料・データを元に児童相談所の現状と課題から見た人材育成の課題について整理を行ったうえで、今後の人材育成の在り方について考察を行う。

#### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理指針」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に基づき配慮した。

#### 4. 研究結果

先行研究からは、増加する児童虐待相談への対応に重きを置くようになった結果、子どもの育ちを支える児童相談所の機能が低下し、重篤な事案に対応できるよう様々な法改正が行われた結果、現場ではマニュアルや業務のチェックリスト化が偏重されるようになった。児童相談所職員の増員により、スーパーバイザーの増員や、市町村支援や里親対応を専門に取り扱う児童福祉司の配置など一定の効果はあったが、急激な増加により職員の経験年数は低下し、経験年数の浅いスーパーバイザーが未経験者を育成しなければならない負担が増加し、職員は誰にも相談できず不安を抱え込むなど、現場では混乱が生じているということがわかった。

#### 5. 考察

先行研究から、虐待相談対応件数の増加等の背景から、児童相談所は子どもの育ちを支える専門性の向上や子どもの権利擁護という目的を果たすために、踏み込んだ改革が必要な時期に来ている。そうした中で、職員の専門性の向上のためには、自治体ごとに人材養成のためのビジョンを持つこと、それを踏まえて計画的に取り組むことが重要である。子ども家庭福祉の担い手として期待される「こども家庭ソーシャルワーカー」の人員配置が進むまでにはある程度時間がかかることを考慮し、各自治体が明確なビジョンを持ち、職員の状況と意見が反映されるような研修体系づくりを進めていく必要がある。

社会的養護にある子どもの自立に関する研究

－文献から見る児童養護施設における自立支援の成果と展望－

○ 神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 二宮 知康

神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 高橋 かすみ

神奈川県立保健福祉大学大学院博士前期課程 古山 智

神奈川県立保健福祉大学 新保 幸男 (1599)

〔キーワード〕 社会的養護 心理的自立 自立支援

## 1. 研究目的

本研究の目的は、社会的養護にある子どもが児童養護施設を退所し社会に出ていく準備のための支援（自立支援）について、児童養護施設や児童相談所等がどのような取り組みを実践してきたかを文献から整理し、今までの自立支援の成果と課題をまとめ、今後の展望について検討することである。

## 2. 研究の視点および方法

本研究の視点は、児童養護施設で取り組んでいる自立支援について整理し今までの成果や課題を整理して、今後必要な支援を探ることである。そのため本研究では、文献検討を通じて児童養護施設における子どもへの自立支援の取り組みについて整理した。その上で、子どもが大人になった後に社会生活を送っていくにはどのようなケアが必要で、またどのような視点を持って支援することが必要か現状と課題についてまとめる。方法は論文データベース（CiNii Research）において『社会的養護 and 自立支援』『児童養護施設 and 自立支援』をキーワードで検索した。検出された合計 278 件の論文のうち、重複しているものを除き本研究の目的に適していて、データベース中に本文が含まれる 38 件を分析対象とした。

## 3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に従って実施した。

## 4. 研究結果

児童養護施設における自立支援はかつて生活指導、学習指導、対人関係の支援のように多くが社会的自立や経済的自立に関連するスキルの獲得に焦点化してきた背景があった。その中で準備が整っていない子どもは自立に向けて主体的にスキルの獲得が困難な状況に陥っている課題があった。また社会的養護にある子どもは一般家庭に比べ自己肯定感が優位に低く、その背景の中で、社会的養護にある子どもが自立をしていくためには、その前提に「心理的自立」に関連する取り組みが必要であることが明らかとなった。

## 5. 考察

社会的養護にある子どもが真に自立するためには施設生活を通して主体性が育まれることが根底にあることが施設職員や退所者を対象とした先行研究から明らかとなったが、当事者へ調査した研究は多くない。自立を目前とした当事者がそれに至るまでの心的プロセスを明らかにしていくことで今後の「心理的自立」の具体的な支援を検討できるのではないかと。

これらの背景から、今後社会的養護にある当事者へのインタビュー調査と質的分析を予定している。

フランスの在宅教育支援ソーシャルワーク実践の分析  
ーソーシャルワーカーの担当家族 2 年間の記録からー

日本学術振興会特別研究員 安發 明子 (010011)

〔キーワード〕 フランス、在宅教育支援、ソーシャルワーク

## 1. 研究目的

ソーシャルワークについてドンズロは「ソーシャルワークは社会的な監視なのではないか」と問題提起している。一方でフランスの保健省のガイドラインでは「社会的絆」という位置づけをしている。本研究は以下の点を明らかにすることを目的とする。在宅教育支援を担うソーシャルワーカーたちは自身の実践をどのような価値観をもとに取り組み、なぜその実践をするのか？そして、どのように実践するのか？

先行研究として、フランスについては虐待予防としての子育て支援や虐待発見時の対応についての研究(加藤 2013)や、強制的な介入より家族支援を優先する近年の傾向についての研究の蓄積がある(畠山 2018)。フランスにおいても、要支援選別までの法制度に関する研究(Verdier 2016)や、親子の関係性の断絶リスクがある親子分離ではなく、親と専門職が協働する児童保護のあり方についての研究(Meyer, Stella, 2021)がなされている。この研究は、国の示すガイドラインとソーシャルワークの歴史の分析と、フランスで在宅教育支援をおこなう一人のソーシャルワーカーA が担当する 14 家族の 2 年間の支援実践を比較することで、ソーシャルワークの価値観と実践内容を明らかにすることを試みる。

## 2. 研究の視点および方法

ソーシャルワークの土台となる価値観についてはソーシャルワークの歴史と職業の枠組み、国の示す各種ガイドラインをもとに分析を試みた。ソーシャルワーク実践の調査は、パリ市に 5 つある在宅教育支援機関のうち特に多くの子どもを担当している機関を調査対象とし、その中で調査の受け入れを希望する係長の立候補を受け付け、その係で研究に参加を希望するソーシャルワーカーを募り、その担当家族を調査対象とした。全体で 37 家族について調査したが、本研究では一人が担当する 14 家族、26 人の子どもについて扱う。2 年間継続的に調査し、ソーシャルワークの内容を記録した。2021 年 6 月、2022 年 1 月、10月、2023 年 6 月に担当ソーシャルワーカーによるヒアリングと資料調査を実施した。

## 3. 倫理的配慮

フランスにおいては調査にあたり、調査先機関に調査計画書を提出し、機関の代表者と内容について精査し、承認が得られたら、機関が用意する「観察調査契約書」に調印するのが一般的な流れである。本研究においても機関代表と契約書の締結という方法を経て調査を実施している。調査先における配慮としては、調査対象となる家族への直接の聞き取りはないが、職員と対象家族に対し口頭で、調査目的で資料を閲覧し研究に使用すること、研究概要と倫理的配慮、知り得た情報の用途について説明し同意を求め、同意撤回が可能であることについても説明をしている。記録からは個人情報に関わる情報を除外し、執筆時には機関名を匿名にし、固有名詞を変更するなど個人が特定されない配慮をしている。

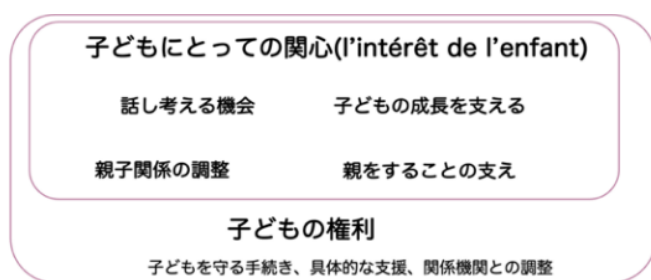
## 4. 研究結果

フランスのソーシャルワークの歴史から、度々伝染病の脅威にあったこともあり、家族全員の健康状態に積極的に関わり医療面と社会面の改善を試みる方法がとられてきたこと、教師や矯正教育や監視ではない専門職を置くことで「より良い成長」について親と協働する方法がとられてきたことがわかった。子どもの権利条約のみならず、保健省が示す専門職のガイドラインには「潜在力を引き出す」など担うべき役割が示され、また、保健省の「子どもに必要なこと報告書」や「親をすることへの支援憲章」などで価値観や「なぜその実践をするのか？」が示されている。子どもの権利条約を実現するために価値観の共有のための工夫が幾

重にもなされていた。

ソーシャルワーク実践は、ソーシャルワーカーが書いた報告書や、ソーシャルワーカーへのヒアリング、会議で話し合われた内容から「どのように実践するのか」書き出していき、内容をカテゴリー化した。その結果、「子どもを守る手続き」「具体的な支援」「関係機関との調整」が頻繁におこなわれており、これら 3 つのカテゴリーは子どもの権利を守る目的でされていた。

さらに、「話し考える機会をつくる」「子どもの成長を支える」「親子関係の調整」「親をすることの支え」という実践も頻繁に記録された。これら 4 つのカテゴリーは、子どもの権利条約の 3 条である「子どもにとっての関心」とフランス語で表現される理念が背景となっていた。日本語では「最善の利益」と訳されているが、フランスにおいては子ども自身の関心が実現するよう支える実践であった。例えば、子どもが学校で縄跳びで自分の首をしめ、それを周りの大人たちに話すことについて、親が「たいしたことではない」と言っているにもかかわらず、子どもが伝えたいことを親子とともに話す時間をつくる実践は「子どもにとっての関心」が土台の価値観となっている。子どもの権利条約の実現のために、保健省の各種報告書などで示された指針が具体的にどのような実践となっているか明らかになった。



## 5. 考察

フランスの在宅教育支援ソーシャルワークにおいて、子どもの関心と親の権利のせめぎ合いの中での調整、そして、それぞれの十分見出されていなかった潜在力や関心を引き出すことなどが職業の価値観としてあった。それは社会的なリスク回避の性質はあっても、監視機能や社会的絆といった関心とは異なり、子どもの権利を具現化する実践知の蓄積が築いた一つの職業としての哲学や価値観として各種資料に記されていた。子どもの権利のみならず、親自身の開花も目指すソーシャルワーク実践の試みであった。日本においても 2024 年より各自治体に子ども家庭センターが設置され、家庭への支援の充実がはかられる。日本の支援の発展においても一助となる研究としたい。

引用文献：Donzelot Jacques, 1998, « A quoi sert le travail social ? » Esprit N.3-4. Dr.Marie-Paule Martin-Blachais, 2017, « Démarche de consensus sur les besoins fondamentaux de l'enfant en protection de l'enfance » DGCS 保健省. 保健省, « Charte nationale de soutien à la parentalité ».